



大学院

脳科学研究科

履修の手引き

2024年度

【2017~2024年度生】

 同志社大学

春学期 17週(102日)

秋学期 18週(108日)

2024年

Table of 2024 Spring Semester events: 4月1日(月) 春学期始め・春学期入学式, 4月2日(火) 新入学生履修指導期間, 4月4日(木) オンデマンド授業期間(DO Week), 4月8日(月) 履修科目登録期間, 4月11日(木) 面接授業開始, 4月26日(金) 春学期学費納入最終日, 5月5日(日) 振替休日(授業日), 7月15日(月) 海の日(授業日), 8月1日(木) 期末試験予備日・夏期休暇開始, 9月12日(木) 春学期学位論文総合審査日, 9月13日(金) 在学学生成績通知, 9月20日(金) 春学期終り, 9月28日(土) 春学期学位授与式

Table of 2024 Autumn Semester events: 9月21日(土) 秋学期始め・秋学期入学式, 9月24日(火) オンデマンド授業期間(DO Week), 9月26日(木) 秋学期履修科目登録変更, 10月1日(火) 面接授業開始, 10月14日(月) スポーツの日(授業日), 10月31日(木) 秋学期学費納入最終日, 11月4日(月) 振替休日(休日), 11月23日(土) 勤労感謝の日(休日), 11月26日(火) 創立記念行事週間(休講), 11月27日(水) 創立記念日(休日), 12月24日(火) 冬期休暇開始, 12月25日(水) キリスト降誕日(休日)

2025年

Table of 2025 events: 1月5日(日) 冬期休暇終了, 1月6日(月) 面接授業再開, 1月13日(月) 成人の日(休日), 1月20日(月) 面接授業最終日, 1月21日(火) 期末試験開始, 1月23日(木) 創立者永眠の日, 2月10日(月) 期末試験終了, 2月12日(水) 秋学期集中講義期間, 2月18日(火) 秋学期学位論文総合審査日, 3月6日(木) 在学学生成績通知, 3月14日(金) 秋学期学位授与式, 3月21日(金) 秋学期終り, 3月22日(土) 秋学期終り, 3月31日(月) 秋学期終り

※ 15週目のオンデマンド授業は各学期の成績評価を終えるまでに配信される。

Calendar grid for 2024 and 2025. 2024年: 4月, 5月, 7月, 8月, 9月. 2025年: 1月, 2月, 3月. Circled numbers indicate national holidays.

●印は「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

Table of class times: I 9:00~10:30, II 10:45~12:15, III 13:10~14:40, IV 14:55~16:25, V 16:40~18:10, VI 18:25~19:55, VII 20:10~21:40

2024年度 脳科学研究科 オムニバス科目 担当予定表

※祝日も授業が行われる日があります【大学院学年暦 参照】
※シラバスも参照するようにしてください

[春学期] 月・1講時		[春学期] 月・2講時		[春学期] 火・1講時		[春学期] 火・2講時		[春学期] 木・3講時		[春学期] 木・4講時							
神経情報計算論・統計 坂場 ほか		研究安全と倫理 高橋 ほか		神経シグナリング 高森 ほか		脳科学研究戦略 御園生 ほか		神経疾患と創薬 金子 ほか		記憶・学習 高橋 ほか							
1	4/15	御園生	1	4/15	高橋	1	4/16	高森	1	4/16	御園生	1	4/11	金子	1	4/11	高橋
2	4/22	御園生	2	4/22	高橋	2	4/23	高森	2	4/23	元山	2	4/18	金子	2	4/18	高橋
3	5/6(祝)	御園生	3	5/6(祝)	高橋	3	5/7	高森	3	5/7	正水	3	4/25	金子	3	4/25	高橋
4	5/13	松井	4	5/13	松井	4	5/14	高森	4	5/14	正水	4	5/9	金子	4	5/9	高橋
5	5/20	松井	5	5/20	松井	5	5/21	高森	5	5/21	御園生	5	5/16	金子	5	5/16	高橋
6	5/27	松井	6	5/27	松井	6	5/28	高森	6	5/28	坂場	6	5/23	金子	6	5/23	高橋
7	6/3	高橋	7	6/3	松井	7	6/4	坂場	7	6/4	坂場	7	5/30	金子	7	5/30	高橋
8	6/10	高橋	8	6/10	金子	8	6/11	坂場	8	6/11	高森	8	6/6	舟本	8	6/6	松井
9	6/17	高橋	9	6/17	金子	9	6/18	坂場	9	6/18	高森	9	6/13	正水	9	6/13	松井
10	6/24	高橋	10	6/24	金子	10	6/25	坂場	10	6/25	松井	10	6/20	正水	10	6/20	松井
11	7/1	坂場	11	7/1	金子	11	7/2	坂場	11	7/2	松井	11	6/27	正水	11	6/27	松井
12	7/8	坂場	12	7/8	正水	12	7/9	坂場	12	7/9	高橋	12	7/4	正水	12	7/4	松井
13	7/15(祝)	坂場	13	7/15(祝)	正水	13	7/16	坂場	13	7/16	高橋	13	7/11	正水	13	7/11	松井
14	7/22	坂場	14	7/22	正水	14	7/23	坂場	14	7/23	金子	14	7/18	正水	14	7/18	小林
15	7/29	坂場	15	7/29	高橋	15	7/30	坂場	15	7/30	金子	15	7/25	正水	15	7/25	小林

[秋学期] 月・2講時		[秋学期] 火・2講時		[秋学期] 火・3講時		[秋学期] 火・4講時		[秋学期] 木・3講時		[秋学期] 木・5講時							
神経科学入門 高森 ほか		神経発生と生後発達 元山 ほか		行動認知神経科学 高橋 ほか		病態脳科学入門 正水 ほか		脳構造形態学実習 元山 ほか		科学コミュニケーション 御園生 ほか							
1	10/7	高森	1	10/1	元山	1	10/1	高橋	1	10/3	金子	1	10/3	御園生			
2	10/14(祝)	高森	2	10/8	元山	2	10/8	松井	2	10/8	正水	2	10/10	金子	2	10/10	松井・御園生
3	10/21	高森	3	10/15	元山	3	10/15	松井	3	10/15	正水	3	10/17 ③	【集中】金子(村山)	3	10/17	松井・御園生
4	10/28	高森	4	10/22	元山	4	10/22	松井	4	10/22	正水	4	10/17 ④	【集中】正水(村山)	4	10/24	金子・御園生
5	11/11	坂場	5	10/29	元山	5	10/29	松井	5	10/29	正水	5	10/31	金子	5	10/31	金子・御園生
6	11/18	坂場	6	11/5	元山	6	11/5	松井	6	11/5	正水	6	11/7	金子	6	11/7	元山・御園生
7	11/25	坂場	7	11/12	正水	7	11/12	松井	7	11/12	正水	7	11/14 ②	【集中】正水(村山)	7	11/14	元山・御園生
8	12/2	坂場	8	11/19	正水	8	11/19	高橋	8	11/19	金子	8	11/14 ③	【集中】元山(村山)	8	11/21	正水・御園生
9	12/9	松井	9	12/3	正水	9	12/3	高橋	9	12/3	金子	9	11/14④	【集中】元山(村山)	9	12/5	正水・御園生
10	12/16	松井	10	12/10	金子	10	12/10	高橋	10	12/10	金子	10	12/12	正水	10	12/12	高橋・御園生
11	12/23	松井	11	12/17	金子	11	12/17	高橋	11	12/17	金子	11	12/19	正水	11	12/19	高橋・御園生
12	1/6	高橋	12	1/7	金子	12	1/7	高橋	12	1/7	金子	12	1/9	正水	12	1/9	坂場・御園生
13	1/20	高橋	13	1/14	内山	13	1/14	畑	13	1/14	金子	13	1/16	元山	13	1/16	坂場・御園生
14	1/27	高橋	14	1/21	内山	14	1/21	畑	14	1/21	金子	14	1/23	元山	14	1/23	高森・御園生
15	2/3	高橋	15	1/28	内山	15	1/28	畑	15	1/28	金子	15	1/30	元山	15	1/30	高森・御園生

[秋学期] 金・2講時		
神経生物物理学 坂場 ほか		
1	10/4	坂場
2	10/11	坂場
3	10/18	坂場
4	10/25	坂場
5	11/1	坂場
6	11/8	松井
7	11/15	松井
8	11/22	松井
9	12/6	松井
10	12/13	松井
11	12/20	高橋
12	1/10	高橋
13	1/17	高橋
14	1/24	高橋
15	1/31	高橋

[秋学期] 金・3講時		
赤ちゃんを科学する 元山 ほか		
1	10/4	板倉・元山
2	10/11	板倉・元山
3	10/18	板倉・元山
4	10/25	板倉・元山・(櫻井)
5	11/1	板倉・元山
6	11/8	板倉・元山
7	11/15	板倉・元山
8	11/22	加藤・板倉・元山
9	12/6	加藤・板倉・元山
10	12/13	加藤・板倉・元山
11	12/20	板倉・元山・(鹿子木)
12	1/10	板倉・元山・(森口)
13	1/17	嶋田・板倉・元山
14	1/24	板倉・元山・(北崎)
15	1/31	板倉・元山・(佐藤)

凡例

【集中】: 複数講時を用いた集中日程で実施(10月17日、11月14日のみ)。

○に囲まれた数字は、講時を意味する。

②: 2講時
③: 3講時
④: 4講時

集中実習の日程は変更される場合があります。これに伴って、その他の授業計画も変更される場合がありますので、注意すること。

2024年度 講義日程一覧（15回の面接授業実施）

春学期(脳科学研究科) Do Week: 4/4~4/10 面接授業開始日: 4月11日

	月	火	水	木	金
第1回	4/15	4/16	4/17	4/11	4/12
第2回	4/22	4/23	4/24	4/18	4/19
第3回	5/6(祝)	5/7	5/8	4/25	4/26
第4回	5/13	5/14	5/15	5/9	5/10
第5回	5/20	5/21	5/22	5/16	5/17
第6回	5/27	5/28	5/29	5/23	5/24
第7回	6/3	6/4	6/5	5/30	5/31
第8回	6/10	6/11	6/12	6/6	6/7
第9回	6/17	6/18	6/19	6/13	6/14
第10回	6/24	6/25	6/26	6/20	6/21
第11回	7/1	7/2	7/3	6/27	6/28
第12回	7/8	7/9	7/10	7/4	7/5
第13回	7/15(祝)	7/16	7/17	7/11	7/12
第14回	7/22	7/23	7/24	7/18	7/19
第15回	7/29	7/30	7/31	7/25	7/26

休日: 4/29(月)~5/5(日)

祝日(授業日)

秋学期(脳科学研究科) Do Week: 9/24~9/30 面接授業開始日: 10月1日

	月	火	水	木	金
第1回	10/7	10/1	10/2	10/3	10/4
第2回	10/14(祝)	10/8	10/9	10/10	10/11
第3回	10/21	10/15	10/16	10/17	10/18
第4回	10/28	10/22	10/23	10/24	10/25
第5回	11/11	10月29日	10/30	10/31	11/1
第6回	11/18	11/5	11/6	11/7	11/8
第7回	11/25	11/12	11/13	11/14	11/15
第8回	12/2	11/19	11/20	11/21	11/22
第9回	12/9	12/3	12/4	12/5	12/6
第10回	12/16	12/10	12/11	12/12	12/13
第11回	12/23	12/17	12/18	12/19	12/20
第12回	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10
第13回	1/20	1/14	1/15	1/16	1/17
第14回	1/27	1/21	1/22	1/23	1/24
第15回	2/3	1/28	1/29	1/30	1/31

創立記念行事週間(休講): 11/26(火)~11/28(木)

創立記念日(休日): 11/29(金)

防災訓練: 10/29(火) 12時5分~12時20分

祝日(授業日)

防災訓練

— 目 次 —

2024年度 大学院学年暦	
2024年度 脳科学研究科時間割表	
2024年度 脳科学研究科複数担当者（オムニバス）科目担当予定表	
2024年度 講義日程一覧（15回の面接授業実施）	

* * * * *

◇ 人材養成目的／ディプロマ・ポリシー／カリキュラム・ポリシー	I - 1
1. 修了要件と科目履修について	I - 3
博士学位取得の要件／設置科目と科目概要／5年間の修学モデル	
入学前や在学中に他大学大学院等で修得した単位の認定について	
2. 科目登録・試験について	I - 8
科目登録について／試験について／レポート試験の注意	
2024年度 脳科学研究科開講科目一覧表	
3. 成績評価について	I - 15
GPA制度／履修中止制度／クレーム・コミッティ制度／	
授業評価アンケート／成績評価結果の公表／科目担当者による授業講評	
4. Qualifying Examination (QE)について	I - 17
5. 学位研究の進捗状況報告について	I - 21
6. 博士学位論文について	I - 23
7. 指導体制について	I - 30
8. 学生IDと学生証について	I - 31
学生IDについて／学生証について	
9. 事務室の取扱業務・学生生活について	I - 32
事務室の取扱業務について／各種証明書等、各種届書について	
情報の周知について／情報環境の利用について／印刷費補助について	
学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険について／健康診断について	
10. TA, SA, RAについて	I - 36
TAについて／SAについて／RAについて	
11. 同志社大学大学院脳科学研究科特別奨学金について	I - 38
全学共通記事	
同志社大学大学院学則	II - 1
同志社大学学位規程	II - 16
大学院一般内規	II - 20
大学院研究生に関する内規／大学院研修生に関する内規	II - 22
外国留学に関する諸規程	II - 23
関西四大学大学院生の単位互換に関する協定書／	
障がいのある学生への受講に対する配慮／単位制について	II - 25
交通機関の不通と暴風警報・特別警報発表に伴う授業・試験の実施について	II - 26

◇人材養成目的 / ディプロマ・ポリシー / カリキュラム・ポリシー

■ 人材養成目的

脳科学研究科発達加齢脳専攻は、脳機能の本質を科学的に解明することを通じて、世界に通用する実力と広い視野を身に付け、世界の脳科学研究の第一線で活躍できる研究者、我が国がめざす「科学技術立国」を支える基礎研究者、脳科学の研究成果に基づき商品開発や研究戦略を立案できる開発研究者など、研究成果を国際社会に還元し、生命科学、基礎医学分野の発展に寄与する人材を養成することを目的とする。

■ ディプロマ・ポリシー

(知識・技能)

- ・自然科学の基礎および脳科学の基本事項と最新知見を学び、それらを活かした最先端の研究活動を遂行するために必要な実験機器を操作することができる。
- ・実験から得られたデータを的確に解析し表現する方法を身につけ、適正なかたちで結果をまとめ報告する研究論文を執筆することができる。

(思考力・判断力・表現力)

- ・過去の研究から重要な情報を選別し、自己の実験結果を統合して適切な結論を引き出し、その結論の妥当性を考察することができる。
- ・自己の実験結果に関する深い思索を通じ、次の研究に向けたテスト可能な仮説を提唱することができる。
- ・研究内容や成果を正確に、またわかりやすく伝えるための表現力を身に付けることができる。

(主体性・多様性・協働性)

- ・積極性と柔軟性を身につけ、国際交流を通じて、異なる文化や価値観を理解しながら共同研究を行うことができる。
- ・様々な研究者との交流を通じて、失敗や逆境にめげない強靱かつ楽天的な精神を身につけ、自己の研究スタイルを冷静に客観視することができる。

■ カリキュラム・ポリシー

(編成・運営方針)

- ・次世代の脳科学の中心的な研究者としての使命感を学生に強く自覚させ、その自覚に相応しい自然科学の基礎知識と脳科学の基本事項、および最先端の実験技術を習得させることを教育課程編成の基本方針とする。
- ・この方針に基づき、1年次では、科学全般に対する広い視点を持ちつつ、脳科学についての基礎知識を身につけることができるように必修科目を設定する。
- ・また同じく1年次では、学部時代の学習内容に応じて自然科学の基礎を学ぶことができる選択科目を設置し、2年次以降は、テーマ別に深い専門的知識を学習できる多様な選択科目を設定する。
- ・将来、世界的なレベルで独自の研究を推進することができるように、1年次～5年次をとおして、多数の研究指導科目を体系的に配置する。

1～2年次

- ・必修科目では、脳科学に関する基本事項と最先端の研究例を学びながら、研究の適正な実施と発表に関わる安全と倫理についても履修する。また実験実習をとおして、実験機器の操作法およびデータの解析と表現の基本的方法を習得する。
- ・選択科目では、学部時代に自然科学の学習が不十分であった学生が、生物学を中心とした自然科学の基礎を学ぶことで、脳科学の基礎と研究例についても十分理解できるようになる。
- ・研究指導科目では、実際の研究現場において最先端の研究に参加する。それにより脳科学の最新の研究方法と、そこから生じる成果について理解することになり、研究に対する主体的かつ能動的な態度の形成が促される。

2～3年次

- ・選択科目では、脳科学の中心的なテーマ別に最先端の研究手法と成果について学び、そこから自己の研究にとって重要な情報を引き出し、実際の研究に活かす方略を考案する力を養成する。
- ・研究指導科目では、脳科学研究基礎実験において、最先端の研究に参加すると同時に自らの研究についても計画して実施し、自己の実験結果に関する考察力と、次に向けた仮説の構成力を養う。

3～5年次

- ・脳科学研究特殊実験において、実際に国際的な共同研究に加わり海外の研究者と交流することで、将来の共同研究を可能とする積極性と柔軟性を養い、同時に研究者としての自己に対する冷静な観察力と、研究に必要な強靱で楽天的な精神を身につける。また、自らの研究成果を論文にまとめ公表する力も養成する。

1. 修了要件と科目履修について

■ 博士学位取得の要件

発達加齢脳専攻 一貫制博士課程

修了要件を満たした場合、博士（理学） Doctor of Philosophy in Science の学位が授与される。

【修了要件】

- ① 一貫制博士課程に5年以上在学していること。
ただし、優れた研究業績をあげた者については、同志社大学大学院学則第7条の規定により、3年以上5年未満の在学であっても修了できる。
- ② 講義科目の 必修科目 17 単位、研究指導科目の 「脳科学研究基礎実験 I～IV」 8 単位、「脳科学研究特殊実験 I～V」 10 単位を含め、合計 40 単位以上を履修すること。

講義科目		研究指導科目		論文
必修	選択	脳科学研究 基礎実験 I～IV	脳科学研究 特殊実験 I～V	
17	[5以上]	8	10	
40 以上				

なお、①のただし書きを適用して3年以上5年未満の在学で修了する場合の「脳科学研究特殊実験 II～V」の履修については、上記によらず、博士論文審査を含めて総合的に判断する。

- ③ 博士論文を提出し、最終試験に合格すること。
- ④ 研究に必要な1ヶ国以上の外国語に通じていること。

■ 設置科目と科目概要

脳科学実験1

脳科学実験2

脳科学研究科内の研究室を選択し、集中的に実習・実験を行うことにより、脳科学研究を実体験する。この体験を通じて、多様な研究手法と研究戦略を学び、自己の研究計画についても検討する。

研究安全と倫理

科学研究の遂行に際して求められる安全と倫理について、多様な視点から総合的に学ぶ。実験に伴う一般的な危機管理に加え、生物実験に特有の規則や生命倫理等について広く知ることにより、脳科学が直面する諸問題について学習する。

脳構造形態学実習

ヒトおよびマウスの脳の構造の基本を実習をとおして学ぶ。具体的には、ヒトの成体脳の解剖学、ヒト神経疾患の組織学、マウスの胎児から成体までの脳の発生学の基本を身に付ける。

科学コミュニケーション

国際的に活躍できる脳科学研究者に不可欠な科学コミュニケーション力について学ぶ。演習を通じて、口頭発表、スライド作成、論文執筆、討論を自在に行うことができる力を養う。

脳科学研究戦略

脳科学研究に必須である仮説の策定、研究課題の設定、実験計画の立案などについて、教員による最先端の研究紹介を通じて総合的に学ぶ。新たな研究手法の開発や、共同研究の実施方法についても学習する。

神経科学入門

脳科学の基礎的事項について、システム・行動レベルと分子・細胞レベルの双方の視点から学ぶ。感覚、記憶、運動などの神経回路メカニズムや、神経細胞とシナプスにおける情報伝達のメカニズム等について学習する。

		1年		2年	
		春学期	秋学期	春学期	秋学期
講義科目	必修科目 17単位	脳科学実験1 脳科学実験2 脳科学研究戦略 研究安全と倫理	脳構造形態学実習 神経科学入門 科学コミュニケーション		
	選択科目 [5単位以上]	細胞生物学 分子生物・遺伝学	病態脳科学入門 赤ちゃんを科学する	神経情報計算論・統計 記憶・学習 神経疾患と創薬	神経生物物理学 行動認知神経科学
研究指導科目（必修） 18単位			脳科学研究基礎実験Ⅰ	脳科学研究基礎実験Ⅱ	脳科学研究基礎実験Ⅲ

細胞生物学

脳の構成成分である神経細胞、グリア細胞、血管細胞等について、分子レベルも含め基礎から学ぶ。学部において生物学、特に細胞生物学を十分に学べなかった学生を主な対象とする。

分子生物・遺伝学

脳を含む生命現象の理解に不可欠な分子生物学と遺伝学について基礎から学ぶ。学部において生物学、特に分子生物学と遺伝学を十分学べなかった学生を主な対象とする。

病態脳科学入門

脳の疾患に関する研究はこの40年あまりで著明な進展を遂げた。本科目ではこの間にどのように脳疾患研究が進展してきたかを、重要論文を読みながらその背景などについて学ぶ。

赤ちゃんを科学する

赤ちゃんは、自発的に環境とかわり環境に働きかけながら適応的に生きている。赤ちゃんの心や体の発達について、多様な領域から科学的に実証されたエビデンスをもとに、ヒトの成り立ちの過程について学習する。

神経生物物理学

脳の生体物理現象について総合的に学ぶ。電気生理学を中心として、神経細胞や神経回路における分子の動態、信号の生成と伝達、情報の表現等について、実験事実や数理モデルも含め学習する。

神経情報計算論・統計

実験データの解析に不可欠な統計処理について学ぶ。有意差検定法、分散分析法、直線近似法などの基本的統計処理法を演習を通じて体得するとともに、統計ソフトウェアやコンピューターシミュレーションの方法も身に付ける。

行動認知神経科学

行動につながる脳の高次機能について総合的に学ぶ。認知、学習、記憶、情動、思考等について、心理学、神経生理学、情報科学を含む多様な視点から学習する。

記憶・学習

記憶と学習の脳内メカニズムについて総合的に学ぶ。動物行動学、心理学、脳活動イメージング、神経生理学、分子生物学等の最新の知見と方法論を学習する。

神経疾患と創薬

多様な脳疾患について総合的に学ぶ。脳血管障害、脳損傷、神経変性疾患等の病態と発生メカニズムについて、神経回路の変性、生化学的変容、遺伝的背景等の視点から知るとともに、それらの予防や回復をめざす治療法と創薬の現状を学習する。

神経シグナリング

脳の細胞内および細胞間において情報が伝達されるメカニズムについて総合的に学ぶ。神経細胞間のシナプスにおける電気シグナルと分子シグナルの授受や、グリアと神経細胞の間の情報のやりとり等を学習する。

神経発生と生後発達

脳の発生の仕組みと認知・情動・運動・感覚の成立の関係について学ぶ。発生生物学、分子生物学、神経生理学、心理学の最新知見を基に、脳の基本的な機能成立に必要な分子機構を学習する。

ストレス・老化神経科学

脳を含む生体におけるストレスと恒常性維持および老化に関与する分子機構について学ぶ。神経細胞の機能障害や幹細胞の増殖制御の障害等に焦点を当て、多様な疾患の発症に関与する分子機構を学習する。

3年		4年		5年	
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
神経シグナリング	神経発生と生後発達 ストレス・老化神経科学				
脳科学研究基礎実験Ⅳ	脳科学研究特殊実験Ⅰ	脳科学研究特殊実験Ⅱ	脳科学研究特殊実験Ⅲ	脳科学研究特殊実験Ⅳ	脳科学研究特殊実験Ⅴ

脳科学研究基礎実験Ⅰ

所属研究室の基本的研究手法を学び体得する。また、所属研究室から報告された論文を精読し、その内容を十分に理解することで、自ら実験を開始するために必要な重要基本事項を学習する。

脳科学研究基礎実験Ⅱ

基礎実験Ⅰで習得した手法を使い実験を行う。まず実験計画を作り、指導教員と研究スタッフから助言を受ける。同時に、関連する論文やテキストを精読し、今後の研究戦略を考察する。

脳科学研究基礎実験Ⅲ

基礎実験Ⅱの結果を更に進展させるために必要な研究手法と、今後の研究の方向性について、指導教員と研究スタッフの助言を受けながら考察する。同時に、多様なデータ解析の方法を習得し、最新の論文やテキストの内容もふまえ、実験の改善を進める。

脳科学研究基礎実験Ⅳ

基礎実験Ⅰ-Ⅲで得られた実験結果をまとめ、関連する他の論文と比較して、世界における自己の研究結果の位置を確かめる。また、実験結果を学会、セミナーなどで公表し、論文を作成し投稿する。

脳科学研究特殊実験Ⅰ

実験結果を英語論文として執筆し、国際誌に投稿できるようにする。同時に、論文に現れない実験方法の工夫、実験結果に関する独自の考察、今後の研究の方向や方針等を含め、学位論文としてまとめる準備をする。

脳科学研究特殊実験Ⅱ

学位論文の作成に向け、研究テーマを探し、実験計画をデザインする。また、計画の遂行に必要な技術を開発し導入する。予備実験を行い、計画の実現性を再検討し補正し、必要に応じて学内・学外の研究室を訪問し、研究手法の助言を受ける。

脳科学研究特殊実験Ⅲ

特殊実験Ⅱで得られた予備実験結果をふまえ、本実験を開始する。得られた実験結果を解析し検証しながら、研究を進める。実験の節目ごとに指導教員の意見を聞き、実験の重要性和方向性を評価しながら研究を進める。また、論文の組み立てを想定しながら実験を行う。

脳科学研究特殊実験Ⅳ

特殊実験Ⅲの結果をふまえ、論文投稿に向けて実験を集中的に行う。同時に、卒業後の進路を計画する。また、論文執筆の力を磨くことを目的に、論文を書き始める。新たな実験結果を論文に反映させ、完成した論文原稿を投稿し査読者からのコメントを待つ。

脳科学研究特殊実験Ⅴ

学位論文の執筆を開始する。また、投稿論文に対する査読者からのコメントに対して修正し再投稿する。最終的に、学位論文を完成させ提出して審査を受ける。また審査員からのコメントに対し修正を行う。同時に、進路計画に基づき、国内外の研究室への問い合わせや、企業への就職活動を行い、必要に応じて奨学金や科学研究費への応募も行う。

論 文

■ 5年間の修学モデル

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次
必修科目の履修	選択科目の履修			
ラボでの研修 配属部門決定・学位研究開始	Q E	学位研究進捗状況報告	学位研究進捗状況報告	博士学位論文執筆 博士論文提出 博士論文審査
	原著論文執筆・投稿			
	国内外の研究会・学会での研究発表			
	各種奨学金への応募			
			進路選択・就職活動	
リトリート	リトリート	リトリート	リトリート	リトリート

1年次

- * **ラボでの研修** = 「脳科学実験1・2」の履修〔春学期〕
…希望する研究部門で集中的な実験・実習
- * **必修科目（・選択科目）の履修**
…脳科学研究に必要な基礎知識を身につける
- * **リトリート**
…特別講義聴講、ポスター発表等による研鑽、他の研究部門や研究機関との交流
- * **配属部門の決定、学位研究の開始**
…研究指導科目「脳科学研究基礎実験Ⅰ」の履修〔秋学期〕、指導を受けながら研究計画を立て、本格的に学位研究を始める

2年次

- * **選択科目の履修**
…テーマ別に最先端の研究手法と成果について学び、専門知識を身に付ける
- * 研究指導科目「脳科学基礎実験Ⅱ・Ⅲ」履修
- * 国内外の研究会・学会での研究発表
- * **リトリート**
- * **Qualifying Examination**〔秋学期〕
…学位研究を行うにあたっての基礎知識と計画性を確認し、研究計画を見直し、学位研究についての助言と指導を受ける。学位研究の展望（書面）を提出し、面接、公開発表を行う（詳細は本冊子「4. Qualifying Examination (QE) について」参照）
- * 各種奨学金への応募
…各種奨学金の申請書を教員の指導を受けて作成し応募する。必要に応じて推薦を受ける（推薦状をもらうなど）

3年次

- * **選択科目の履修**…深い専門知識を身に付ける
- * 研究指導科目「脳科学基礎実験Ⅳ」「脳科学特殊実験Ⅰ」の履修
- * **原著論文の執筆・投稿**
- * 国内外の研究会・学会での研究発表
- * 各種奨学金への応募
- * **リトリート**
- * **学位研究の進捗状況報告**〔秋学期〕
…学位研究の進捗状況と今後の計画について報告する。書面提出と公開発表による（詳細は本冊子「5. 学位研究の進捗状況報告について」参照）

4年次

- * 研究指導科目「脳科学特殊実験Ⅱ・Ⅲ」の履修
- * **原著論文の執筆・投稿**
- * 国内外の研究会・学会での研究発表
- * 各種奨学金への応募
- * 進路選択・就職活動開始
- * **リトリート**
- * **学位研究の進捗状況報告**〔秋学期〕

5年次

- * 研究指導科目「脳科学特殊実験Ⅳ・Ⅴ」履修と「論文」の登録
- * **原著論文の執筆・投稿**
- * 国内外の研究会・学会での研究発表
- * **リトリート**
- * **博士学位論文提出**
- * **博士学位論文審査**
…予備審査、書面審査、口頭審査(公聴会)、総合試験（詳細は本冊子「6. 博士学位論文について」参照）
- * **博士学位授与**

■ 入学前や在学中に他大学大学院等で修得した単位の認定について

1. 入学前の単位の認定について(1年次入学生)

入学前に下記の教育機関で修得した単位を脳科学研究科において修得したものとして認定する場合があります。認定単位数は、15単位以内である。

- ・大学院研究科（同志社大学大学院の他研究科を含む、大学院科目等履修生として修得した単位を含む）
- ・外国の大学院（文部科学大臣に認定された外国の大学院の日本校において修得した単位を含む）
単位認定を希望する場合は、新入生ガイダンスで申し出ること。

2. 在学中の単位認定について

外国の大学に留学（在学留学）し修得した単位は、修了必要単位として15単位を限度として認定する場合があります。

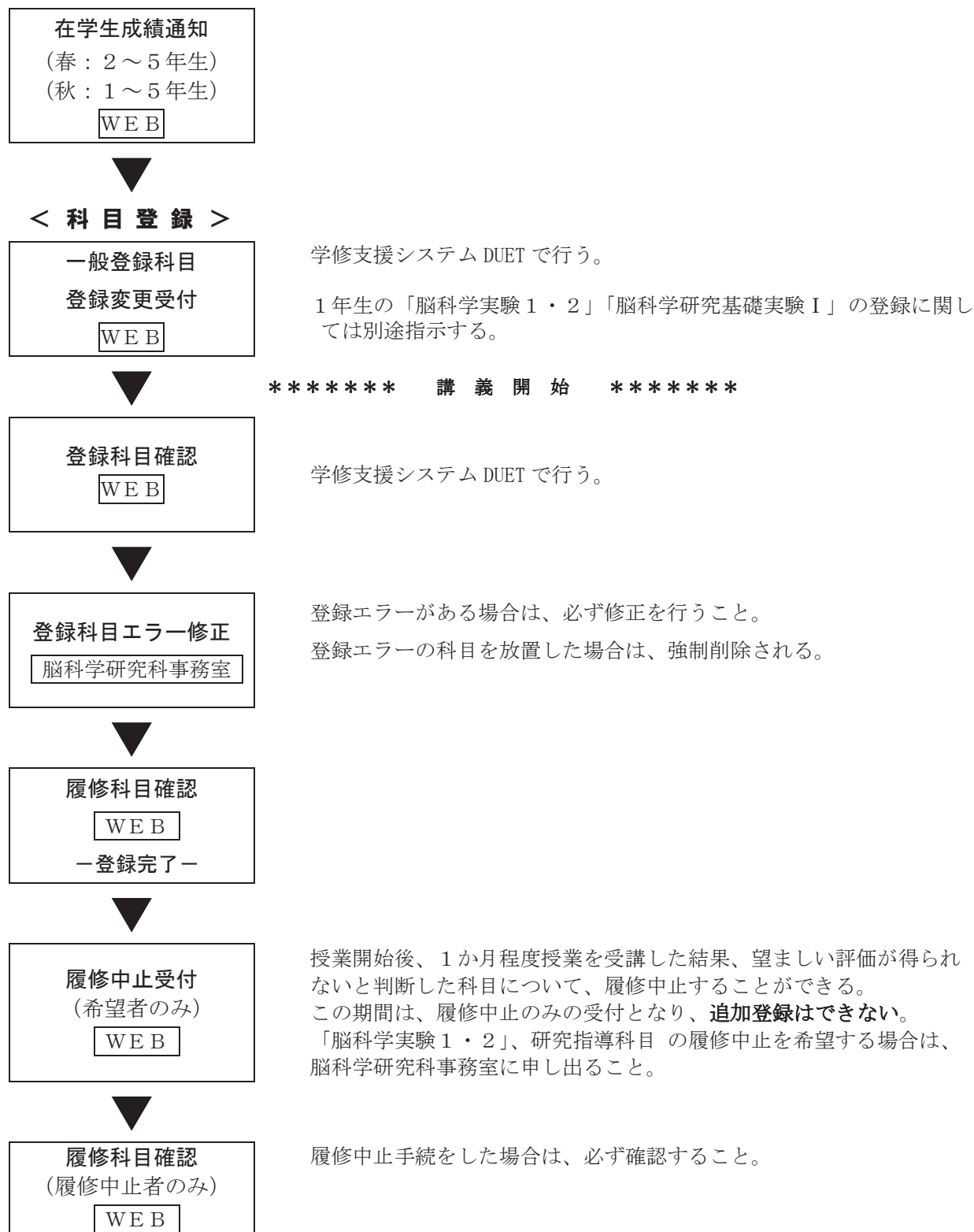
3. 認定単位の成績について

認定単位の成績は、成績通知書や成績証明書に「認定」と表示され、GPAには算入されない。なお、入学前に同志社大学で修得した科目は、再び履修することはできない。

2. 科目登録・試験について

■ 科目登録について

春・秋、各学期の日程は、大学ホームページ、脳科学研究科掲示板等で周知する。



■ 試験について

1. 試験・レポート試験実施要領は掲示板で確認すること。
2. その学期に登録した科目であること。(未登録科目を受験しても答案は無効)
3. 学費を完納していること。
4. 試験・レポート提出時には必ず学生証を持参すること。
5. 答案用紙には学生ID、氏名をペン書きで明記すること。答案用紙はいかなる場合においても試験会場より持ち出すことはできない。
6. 15分以上遅刻した者は受験を認めない。試験開始後30分間は退室できない。
7. 授業日数の3分の2以上の出席がない場合は、科目担当者の判断により受験資格を取り消す場合がある。

■ レポート試験の注意

1. レポートは学生証とともに直接、脳科学研究科事務室まで持参すること。
2. 提出の際、所定の表紙を付け、ホッチキスで上綴じし、「レポート受領書」とともに提出すること。表紙には学生ID、氏名、論題、科目名、担当者を明記すること。表紙は大学ホームページの所定のページ (https://www.doshisha.ac.jp/students/curriculum/exam_type.html) よりダウンロードが可能である。
3. 提出期日、場所は厳守すること。期限に遅れたレポートは受け付けない。ただし、提出締切日の突発的な事故等やむを得ない事由により、提出締切時間に間に合わない場合、必ず提出締切時間までに提出先(事務室)に連絡を取り、指示を受けること。
4. 病気、けが等のやむを得ない事情により、本人が事務室に直接持参できない場合は、次のとおり取り扱う。
代理人に提出を依頼する場合は、必ず本人自筆・捺印の委任状(様式自由)と学生証コピーを一緒に提出すること。
郵送でレポートを事務室に送付する場合は、必ずレポートのコピーをとり、学生証のコピーを同封し、提出締切期限までに必着するよう書留郵便にて郵送すること。また、レポートのコピー、書留控は、評価がでるまで保管すること。

2024年度 脳科学研究科 開講科目一覧表

発達加齢脳専攻(2017~2024年度生)

登録コード		科目名	単位	担当者	期間	週時間	配当年次	備考
科目コード	クラスコード							
講義科目								
必修科目(17単位)								
52101001	001	脳科学実験1①	4	坂場 武史	春	集中	1~	科目登録方法は、別途指示する。
52101001	002	脳科学実験1②	4	高森 茂雄	春	集中	1~	
52101001	003	脳科学実験1③	4	元山 純	春	集中	1~	
52101001	008	脳科学実験1⑧	4	御園生裕明	春	集中	1~	
52101001	011	脳科学実験1⑪	4	高橋 晋	春	集中	1~	
52101001	012	脳科学実験1⑫	4	正水 芳人	春	集中	1~	
52101001	013	脳科学実験1⑬	4	金子奈穂子	春	集中	1~	
52101001	014	脳科学実験1⑭	4	松井 鉄平	春	集中	1~	
52101002	001	脳科学実験2①	4	坂場 武史	春	集中	1~	科目登録方法は、別途指示する。
52101002	002	脳科学実験2②	4	高森 茂雄	春	集中	1~	
52101002	003	脳科学実験2③	4	元山 純	春	集中	1~	
52101002	008	脳科学実験2⑧	4	御園生裕明	春	集中	1~	
52101002	011	脳科学実験2⑪	4	高橋 晋	春	集中	1~	
52101002	012	脳科学実験2⑫	4	正水 芳人	春	集中	1~	
52101002	013	脳科学実験2⑬	4	金子奈穂子	春	集中	1~	
52101002	014	脳科学実験2⑭	4	松井 鉄平	春	集中	1~	
52101003	—	研究安全と倫理	2	高橋 晋 正水 芳人 松井 鉄平 金子奈穂子	春	2	1~	
52101004	—	脳構造形態学実習	1	元山 純 正水 芳人 金子奈穂子	秋	2	1~	
52101011	—	科学コミュニケーション	2	御園生裕明 坂場 武史 高森 茂雄 元山 純 高橋 晋 正水 芳人 松井 鉄平 金子奈穂子	秋	2	1~	

登録コード		科目名	単位	担当者	期間	週時間	配当年次	備考
科目コード	クラスコード							
52101012	—	脳科学研究戦略	2	御園生裕明 坂場 武史 高森 茂雄 元山 純 高橋 晋 正水 芳人 松井 鉄平 金子奈穂子	春	2	1～	
52101021	—	神経科学入門	2	高森 茂雄 坂場 武史 高橋 晋 松井 鉄平	秋	2	1～	
選択科目（5単位以上）								
52101101	—	細胞生物学	2	高森 茂雄	春	2	1～	
52101102	—	分子生物・遺伝学	2	元山 純	春	2	1～	
52101131	—	病態脳科学入門	2	正水 芳人 金子奈穂子	秋	2	1～	
52101141	—	赤ちゃんを科学する	2	元山 純 板倉 昭二 加藤 正晴 嶋田 容子	秋	2	1～	
52101211	—	神経生物物理学	2	坂場 武史 高橋 晋 松井 鉄平	秋	2	2～	
52101212	—	神経情報計算論・統計	2	坂場 武史 高橋 晋 松井 鉄平 御園生裕明	春	2	2～	
52101221	—	行動認知神経科学	2	高橋 晋 松井 鉄平 畑 敏道	秋	2	2～	
52101222	—	記憶・学習	2	高橋 晋 松井 鉄平 小林 耕太	春	2	2～	
52101231	—	神経疾患と創薬	2	金子奈穂子 正水 芳人 舟本 聡	春	2	2～	
52101311	—	神経シグナリング	2	高森 茂雄 坂場 武史	春	2	3～	
52101321	—	神経発生と生後発達	2	元山 純 正水 芳人 金子奈穂子 内山伊知郎	秋	2	3～	
52101331	—	ストレス・老化神経科学	2	本年度休講			3～	

登録コード		科目名	単位	担当者	期間	週時間	配当年次	備考
科目コード	クラスコード							
研究指導科目〔必修〕（18単位）								
52102001	001	脳科学研究基礎実験Ⅰ①	2	坂場 武史	秋	集中	1～	成績評価は「合」「否」で行われる。 科目登録方法は、別途指示する。
52102001	002	脳科学研究基礎実験Ⅰ②	2	高森 茂雄	秋	集中	1～	
52102001	003	脳科学研究基礎実験Ⅰ③	2	元山 純	秋	集中	1～	
52102001	008	脳科学研究基礎実験Ⅰ⑧	2	御園生裕明	秋	集中	1～	
52102001	011	脳科学研究基礎実験Ⅰ⑪	2	高橋 晋	秋	集中	1～	
52102001	012	脳科学研究基礎実験Ⅰ⑫	2	正水 芳人	秋	集中	1～	
52102001	013	脳科学研究基礎実験Ⅰ⑬	2	金子奈穂子	秋	集中	1～	
52102001	014	脳科学研究基礎実験Ⅰ⑭	2	松井 鉄平	秋	集中	1～	
52102002	001	脳科学研究基礎実験Ⅱ①	2	坂場 武史	春	集中	2～	成績評価は「合」「否」で行われる。
52102002	002	脳科学研究基礎実験Ⅱ②	2	高森 茂雄	春	集中	2～	
52102002	003	脳科学研究基礎実験Ⅱ③	2	元山 純	春	集中	2～	
52102002	008	脳科学研究基礎実験Ⅱ⑧	2	御園生裕明	春	集中	2～	
52102002	011	脳科学研究基礎実験Ⅱ⑪	2	高橋 晋	春	集中	2～	
52102002	012	脳科学研究基礎実験Ⅱ⑫	2	正水 芳人	春	集中	2～	
52102002	013	脳科学研究基礎実験Ⅱ⑬	2	金子奈穂子	春	集中	2～	
52102002	014	脳科学研究基礎実験Ⅱ⑭	2	松井 鉄平	春	集中	2～	
52102003	001	脳科学研究基礎実験Ⅲ①	2	坂場 武史	秋	集中	2～	成績評価は「合」「否」で行われる。
52102003	002	脳科学研究基礎実験Ⅲ②	2	高森 茂雄	秋	集中	2～	
52102003	003	脳科学研究基礎実験Ⅲ③	2	元山 純	秋	集中	2～	
52102003	008	脳科学研究基礎実験Ⅲ⑧	2	御園生裕明	秋	集中	2～	
52102003	011	脳科学研究基礎実験Ⅲ⑪	2	高橋 晋	秋	集中	2～	
52102003	012	脳科学研究基礎実験Ⅲ⑫	2	正水 芳人	秋	集中	2～	
52102003	013	脳科学研究基礎実験Ⅲ⑬	2	金子奈穂子	秋	集中	2～	
52102003	014	脳科学研究基礎実験Ⅲ⑭	2	松井 鉄平	秋	集中	2～	

登録コード		科目名	単位	担当者	期間	週時間	配当年次	備 考	
科目コード	クラスコード								
52102004	001	脳科学研究基礎実験Ⅳ①	2	坂場 武史	春	集中	3～	成績評価は「合」「否」で行われる。	
52102004	002	脳科学研究基礎実験Ⅳ②	2	高森 茂雄	春	集中	3～		
52102004	003	脳科学研究基礎実験Ⅳ③	2	元山 純	春	集中	3～		
52102004	008	脳科学研究基礎実験Ⅳ⑧	2	御園生裕明	春	集中	3～		
52102004	011	脳科学研究基礎実験Ⅳ⑪	2	高橋 晋	春	集中	3～		
52102004	012	脳科学研究基礎実験Ⅳ⑫	2	正水 芳人	春	集中	3～		
52102004	013	脳科学研究基礎実験Ⅳ⑬	2	金子奈穂子	春	集中	3～		
52102004	014	脳科学研究基礎実験Ⅳ⑭	2	松井 鉄平	春	集中	3～		
52102011	001	脳科学研究特殊実験Ⅰ①	2	坂場 武史	秋	集中	3～		成績評価は「合」「否」で行われる。
52102011	002	脳科学研究特殊実験Ⅰ②	2	高森 茂雄	秋	集中	3～		
52102011	003	脳科学研究特殊実験Ⅰ③	2	元山 純	秋	集中	3～		
52102011	008	脳科学研究特殊実験Ⅰ⑧	2	御園生裕明	秋	集中	3～		
52102011	011	脳科学研究特殊実験Ⅰ⑪	2	高橋 晋	秋	集中	3～		
52102011	012	脳科学研究特殊実験Ⅰ⑫	2	正水 芳人	秋	集中	3～		
52102011	013	脳科学研究特殊実験Ⅰ⑬	2	金子奈穂子	秋	集中	3～		
52102011	014	脳科学研究特殊実験Ⅰ⑭	2	松井 鉄平	秋	集中	3～		
52102012	001	脳科学研究特殊実験Ⅱ①	2	坂場 武史	春	集中	4～	成績評価は「合」「否」で行われる。	
52102012	002	脳科学研究特殊実験Ⅱ②	2	高森 茂雄	春	集中	4～		
52102012	003	脳科学研究特殊実験Ⅱ③	2	元山 純	春	集中	4～		
52102012	008	脳科学研究特殊実験Ⅱ⑧	2	御園生裕明	春	集中	4～		
52102012	011	脳科学研究特殊実験Ⅱ⑪	2	高橋 晋	春	集中	4～		
52102012	012	脳科学研究特殊実験Ⅱ⑫	2	正水 芳人	春	集中	4～		
52102012	013	脳科学研究特殊実験Ⅱ⑬	2	金子奈穂子	春	集中	4～		
52102012	014	脳科学研究特殊実験Ⅱ⑭	2	松井 鉄平	春	集中	4～		
52102013	001	脳科学研究特殊実験Ⅲ①	2	坂場 武史	秋	集中	4～		成績評価は「合」「否」で行われる。
52102013	002	脳科学研究特殊実験Ⅲ②	2	高森 茂雄	秋	集中	4～		
52102013	003	脳科学研究特殊実験Ⅲ③	2	元山 純	秋	集中	4～		
52102013	008	脳科学研究特殊実験Ⅲ⑧	2	御園生裕明	秋	集中	4～		

登録コード		科目名	単位	担当者	期間	週時間	配当年次	備考	
科目コード	クラスコード								
52102013	011	脳科学研究特殊実験Ⅲ⑪	2	高橋 晋	秋	集中	4～		
52102013	012	脳科学研究特殊実験Ⅲ⑫	2	正水 芳人	秋	集中	4～		
52102013	013	脳科学研究特殊実験Ⅲ⑬	2	金子奈穂子	秋	集中	4～		
52102013	014	脳科学研究特殊実験Ⅲ⑭	2	松井 鉄平	秋	集中	4～		
52102014	001	脳科学研究特殊実験Ⅳ①	2	坂場 武史	春	集中	5	成績評価は「合」「否」で行われる。	
52102014	002	脳科学研究特殊実験Ⅳ②	2	高森 茂雄	春	集中	5		
52102014	003	脳科学研究特殊実験Ⅳ③	2	元山 純	春	集中	5		
52102014	008	脳科学研究特殊実験Ⅳ⑧	2	御園生裕明	春	集中	5		
52102014	011	脳科学研究特殊実験Ⅳ⑪	2	高橋 晋	春	集中	5		
52102014	012	脳科学研究特殊実験Ⅳ⑫	2	正水 芳人	春	集中	5		
52102014	013	脳科学研究特殊実験Ⅳ⑬	2	金子奈穂子	春	集中	5		
52102014	014	脳科学研究特殊実験Ⅳ⑭	2	松井 鉄平	春	集中	5		
52102015	001	脳科学研究特殊実験Ⅴ①	2	坂場 武史	秋	集中	5		成績評価は「合」「否」で行われる。
52102015	002	脳科学研究特殊実験Ⅴ②	2	高森 茂雄	秋	集中	5		
52102015	003	脳科学研究特殊実験Ⅴ③	2	元山 純	秋	集中	5		
52102015	008	脳科学研究特殊実験Ⅴ⑧	2	御園生裕明	秋	集中	5		
52102015	011	脳科学研究特殊実験Ⅴ⑪	2	高橋 晋	秋	集中	5		
52102015	012	脳科学研究特殊実験Ⅴ⑫	2	正水 芳人	秋	集中	5		
52102015	013	脳科学研究特殊実験Ⅴ⑬	2	金子奈穂子	秋	集中	5		
52102015	014	脳科学研究特殊実験Ⅴ⑭	2	松井 鉄平	秋	集中	5		
論文〔必修〕									
52103001	—	論文				集中	5	2024年度博士学位論文提出予定者は必ず登録すること。	

3. 成績評価について

■ GPA制度

各科目の成績評価を以下の判定基準にしたがい、7段階（A+、A、B+、B、C+、C、F）で評価し、各成績評価段階に4.5～0.0の評点(Grade Point)を付与して、1単位あたりの評点平均値(Grade Point Average)を算出する。GPAは、不合格を意味するF評価の成績を含めて以下の計算式で算出する。F評価であった科目を再履修してC以上の評価を得た場合、最後についたF評価は新たな評価に書き換えられて算出される。

なお、A+～F以外で評価（たとえば、合／否）される科目、単位が設定されていない科目、自由科目として登録した科目、免許・資格関係科目として登録した科目は、GPAには算入されない。

成績通知書には履修した全ての科目の評価とGPAが記載され、成績証明書には不合格科目を除く履修した全ての科目の評価とGPAが記載される。

判定基準

評価	評点	判定内容
A+	4.5	特に優れた成績を示した
A	4.0	A+に準じた成績を示した
B+	3.5	優れた成績を示した
B	3.0	B+に準じた成績を示した
C+	2.5	妥当と認められる成績を示した
C	2.0	C+に準じた成績を示した
F	0.0	合格と認められるに足る成績を示さなかった

〔GPA算出方法〕

$$GPA = \frac{[A+] \times 4.5 + [A] \times 4.0 + [B+] \times 3.5 + [B] \times 3.0 + [C+] \times 2.5 + [C] \times 2.0 + [F] \times 0.0}{[A+] + [A] + [B+] + [B] + [C+] + [C] + [F]}$$

[A+]～[F]はA～Fの評価がついた科目の単位数の合計

■ 履修中止制度

授業開始後1ヶ月程度授業を受講し、望ましい評価が得られないと判断した科目については、定められた期間中に、一定の条件のもとに、登録科目の履修中止を認める。

■ クレーム・コミッティ制度

クレーム・コミッティ制度では、学生からの申し出（受講している科目の授業内容や授業方法に関する改善の要望）を受けて、クレーム・コミッティが授業担当者から事実関係を調査し、原因や対策について回答する。相談者の学生IDや氏名が授業担当者に明かされることはなく、相談によって不利益を被ることはない。

受講している科目について改善の要望がある場合は、脳科学研究科事務室に相談すること。

■ 授業評価アンケート

授業の改善と一層の充実を目的として、春秋の各学期に「学生による授業評価アンケート」を実施している。

■ 成績評価結果の公表

本学では、授業クラス毎の平均点および評点の分布を大学ホームページ上で公表している。ただし、登録者が10名未満の場合は対象外となる。

■ 科目担当者による授業講評

教員と学生間の教育的フィードバックを目的として、科目担当者が学期末試験やレポート試験結果および「学生による授業評価アンケート」などを含めた授業関連活動に関する講評を、大学ホームページ上で公開する。

4. Qualifying Examination (QE) について

2年次終了時（4セメスター目）**※注1** に、学位研究を行うにあたっての基礎知識が備わっているか、以後の研究の計画が準備できているかを確認するための審査である。

単なる審査ではなく、学生の学位取得のための有効な助言をすることを目的とする。

QEで、C以上の評価を得られなかった者は、次セメスター以後、再度QEを受け、C以上の評価を得る必要がある。

QEの評価は、脳科学研究科特別奨学金受給継続審査に用い、C以上の評価を得られなかった者は、次セメスターからの給付を休止する。

博士学位論文提出には、1年前（2セメスター前）までに**※注2**、**C以上の評価**〔評価方法等は後述〕を得なければならない。

※注1 在学した期間の通算で、休学期間は含めない。以下、在学期間を示すものはすべて同じ。

※注2 5年（10セメスター）で修了しようとするれば、7セメスターが終了するまでにC以上の評価を得る必要がある。

【対 象】 脳科学研究科入学後4セメスター目に在学中の学生

【評価方法】

学位研究計画等を記した書面の提出、面接、公开发表を課し、A～Dの4段階で評価する。D評価はQEを再度受ける必要がある。なお、QEを受けなかった者も、D評価とする。

評価は、提出書類「学位研究の展望」、面接、公开发表に基づき、研究科専任教員が全員で行う。

評価	判定内容
A	優れている
B	十分であると認められる
C	今後の努力を期待する
D	知識が不足、あるいは研究計画が十分でなく、現状では学位研究の進展がのぞめない

主な評価項目

- ・ 研究分野に関連した基礎知識を十分に習得しているか。
- ・ 関連する先行研究の内容やその問題点をよく理解しているか。
- ・ 研究の意義や波及効果について明確に理解しているか。
- ・ 研究内容について、妥当な仮説を設定しているか。仮説を検証するための、適切な研究方法を選択しているか。
- ・ 代替の仮説あるいは研究計画を考慮しているか。
- ・ 説明が論理的かつ簡潔に行われているか。

【実施方法】

年度または学期はじめに対象学生に対し、分野などを考慮して、脳科学研究科専任教員（部門長）（以下、「研究科専任教員」）3名からなる Q E committee を構成する。Q E committee および Q E chair（代表者）は、決定後、学生に通知される（電子メールによる）。
次のとおり、Q E committee による書面審査と面接、および公開發表の内容にもとづき、研究科専任教員全員で評価を行う。

1. 書面審査

- (1) 所定書式（A4 1枚あたり 2,000 字程度(日本語の場合)）4～5枚程度に、「学位研究の展望」と題し、問題の背景、準備状況、現況、今後の計画を、日本語または英語で記し、参考文献等も付して、期限までに提出する。提出は、電子メール（脳科学研究科あてにデータを送信）による。以下にある自己チェック項目に留意すること。
<送信先> 脳科学研究科事務室 jt-nkgjm@mail.doshisha.ac.jp
- (2) 審査では、問題の背景と今後の計画の内容を特に重視する。
- (3) 提出後、数日以内に Q E committee から学生に記述内容の修正指示、面接の日時についてなど連絡をする。
- (4) Q E committee から指導を受け、書面を修正した場合は、定められた期日までに再提出する。

2. 面接

- (1) 面接では、以下のことを課す。
 - ① 「学位研究の展望」に基づく説明
研究の重要性、先行研究、独自性、仮説、研究計画について 20 分程度で述べる。途中で Q E committee の質問が入ることがあるが、その時間は除き、自身の発表自体を 20 分程度になるよう組み立てればよい。発表は、スライドの使用も可とするが、その場合は、20 枚程度にまとめること。また、スライドを用いず、「学位研究の展望」をもとに発表してもよい（以下の注意事項に留意すること）。
 - ② Q E committee からの質問に対する応答
学位研究に関連した分野の知識や先行研究について、また、研究が計画通りにいかなかった場合の対処や、他にどのような研究方法が可能かなどについての学位研究計画を問う。
学生は、審査員が十分に納得するような答えを返すことが要求される。なお、説明は簡潔に行うこと。
Q E committee から修正指示など指導を受けた場合は、再度面接を行う場合もある。
- (2) この過程で、学位取得に必要な基礎知識が修得できておらず、計画が十分でない、判断された学生については公開發表に進むことができない（この時点で D 評価が確定することになる）。

3. 公開發表（以下、**注意事項を参照のこと。**）

学位研究内容を発表する。発表 20 分、質疑応答 10 分とする。
言語は日本語か英語とする。
公開發表には、研究科専任教員が全員出席する。
公開發表の日時は、脳科学研究科から個別に通知される（電子メールによる）。

4. 評価および評価発表

提出書類「学位研究の展望」、面接、公開發表に基づき、研究科専任教員が全員で評価を行い、結果は書面にて通知する（評価が「D」の学生に対しては、理由を書面に記す）。

【実施スケジュール】

具体的な日程については、年度あるいは学期はじめに公表する。多少前後することはあるが、以下に示す時期に行う。

	秋学期	春学期 (D評価、未受験、休学した学生等対象)
書面提出	10月16日(水)	5月上旬
書面審査、面接	10月中旬～1月上旬	5月中旬～7月上旬
書面再提出 修正がない場合は提出不要	11月末	7月中旬
公開発表	2025年1月15日(水) 【予定】	7月下旬
結果(評価)発表	1月下旬	8月上旬

【その他】

1. QEでの注意事項など

学位研究計画についての様々な疑問や批判が QEcommittee から投げられることが予想される。しかし、これらは学位研究を否定しようとして行うものではなく、学位研究をよりよく理解するため、またできる限りの助言を与えるために行われるものである。この点を勘違いして、とにかく防戦しようと頑張る学生がよく見られる。そうではなく、建設的な議論を行うように努めてほしい。

QEcommittee よりも学生の方がその研究分野の Expert であるのだから、QEcommittee に対して分かりやすく説明し、疑問や批判には冷静に、丁寧に対処してほしい。また、聞かれたことについての知識がなかった場合には、知らないと答えてもいっこうに構わない。しかし、自分の持っているだけの知識を用いて、できるかぎりの推論を行ってほしい。QEでは、知識の絶対量よりも、自分で論理的に考える能力を評価し、学位研究を遂行する準備ができているかどうかを判断する。

2. QEでC以上の評価を得た後、博士學位論文提出まで6セメスター目、8セメスター目に、その後の学位研究の進捗状況について報告(書面提出、公開発表)を行わなければならない〔別述〕。

QE 書面審査提出時の自己チェック項目

全体

- それぞれの項目に含める内容が適切か
- 結果・考察が、提示した研究目的と合っているか（書き終えたら最後に再チェック）
- 誤字・脱字を減らす（執筆者以外の人に読んでもらう）

背景

- 本研究課題を理解する基盤となる情報が入っているか
- 必要な情報をリストアップし、どの順に説明すれば分かりやすいか考えて配置する
- 何か明らかになっていて、何が分かっていないかを明確にする
- 本研究のどの点が新規なのか、明らかになるように記載する。
- 背景の最後に、本研究課題の目的を書いて締めくくる
「そこで本研究では・・・」など

方法

- 実験全体のデザインをわかりやすく記載する
- どのようにすれば（順番、項目分けなど）簡潔に説明できるか、考えて整理する
- 必要に応じて図を用いる（簡略化に有効）
- 実験結果を理解するのに必要な実験条件は、必ず記載する

結果

- 結果のパラグラフで方法について言及する場合は、結果を理解するのに必要な点だけごく簡潔に記載
- 結果の図表の添付
- 何を表したのか一目でわかるか（大きさ、解像度など）
- グラフの縦軸・横軸の説明、文字が見やすいか
- 図表について、適切に言葉で説明する
- 考察と差別化できているか（過剰な解釈を含んでいないか）チェックする

考察

- 結果から、どういう解釈が可能か（過去の論文との比較なども有用）説明する
- 結果の予想外だった点について、説明や解釈を付加する
- 今後、現在得られた結果を元に、どのように研究を組み立てていくか記載する

口頭審査のときの注意事項

1. 研究の意義について明確に理解しているか。
2. 研究分野に関連した基礎知識を十分に習得しているか。
3. 先行研究の内容やその問題点をよく理解した上で妥当な仮説を設定しているか。
4. 研究計画の妥当性について理解しているか。例えば、ある実験が仮説のどの部分をどこまで検証するのか、実験結果の解釈はどのように行うのか、どのような問題点が考えられるかなど。
5. 主要な研究手法の原理とその限界について理解しているか。
6. 代替仮説、あるいは研究計画を考慮しているか。
7. 説明を論理的かつ簡潔に行っているか。

公开发表のときの注意事項

1. 時間内に、簡潔に上記の内容を発信しているか。
2. スライドなどのマテリアルが適切に作成され、効果的に使用されているか。
3. 質問者の疑問に適切に対応しているか。

5. 学位研究の進捗状況報告 について

QEでC以上の評価を得た者および他大学院研究科もしくは他研究科で修士号を取得したのちに本研究科に転入学した者は、博士学位論文提出まで3年次終了学期（6セメスター目）^{※注1}、さらに4年次終了学期（8セメスター目）に、「学位研究の進捗状況」について、書面を提出し、公開の場で報告を行わなければならない。

報告に対して評価を行う〔評価方法等は後述〕。この評価を脳科学研究科特別奨学金受給継続審査に用い、C以上の評価を得られなかった者は、次セメスターからの給付を休止する。C以上の評価を得られなかった者は、結果を真摯に受け止め、以後の学位研究について励まなければならない。

本報告は、学位取得に向けて指導をすることを目的としているので、学生諸君には、この機会を自身の研究の到達度の確認とともに、相談の場としても活用してもらいたい。

なお、この学位研究の進捗状況報告を行わなかった者は、D評価とする。

※注1 在学した期間の通算で、休学期間は含めない。以下、在学期間を示すものはすべて同じ。

【対 象】 脳科学研究科入学後6セメスター目、8セメスター目に在学中の学生 ^{※注2}

※注2 【その他】（2）参照。

【評価方法】

学位研究の進捗状況等を記した書面の提出と公開発表を課し、A～Dの4段階とする。

評価は、脳科学研究科専任教員（部門長）は全員で、提出された書面、公開発表にもとづき行う。

評価	判定内容
A	たいへん順調であり、評価できる
B	順調である
C	努力が必要であるが、計画等修正することで学位取得は困難でない
D	研究の進展がほとんど見られず、著しく遅れている

【実施方法】

1. 書面提出

所定書式（A4 1枚あたり2,000字程度（日本語の場合））2～3枚程度に、研究の進捗状況、および博士学位論文提出要件である「筆頭著者（またはそれと同等）としての査読付英文原著論文（in pressを含む）」の執筆状況、見通し等を日本語または英語で記し、期限までに提出する。

提出は、電子メール（脳科学研究科あてにデータを送信）による。

<送信先> 脳科学研究科事務室 jt-nkgjm@mail.doshisha.ac.jp

2. 公開発表

学位研究進捗状況を発表する。発表10分、質疑応答5分程度とする。

言語は日本語か英語とする。

研究科専任教員が全員出席する。

公開発表の日時は、脳科学研究科から個別に通知される（電子メールによる）。

【実施スケジュール】

具体的な日程については、年度あるいは学期はじめに公表する。多少前後することはあるが、以下に示す時期に行う。

	秋学期	春学期 (D評価、未受験、休学した学生等対象)
書面提出	10月16日(水)	4月下旬
公開発表	12月4日(水)【予定】	6月中旬
結果発表	12月中旬	7月上旬

【その他】

- (1) QEでC以上の評価を得るのが、6セメスターになった場合は、6セメスター目（通常3年次秋学期）の本報告は課さない。
- (2) 博士學位論文を提出できなかった（修了できなかった）学生には、10セメスター以後も、本報告を課す〔基本的に偶数のセメスターとするが、時期は、ずれることもある。研究科より別途指示する〕。

6. 博士学位論文について

2017. 4. 1 / 2018. 4. 1 改訂 / 2020. 4. 1 改訂

1. 修了および博士学位論文提出の要件

大学院脳科学研究科（一貫制博士課程）の修了要件(2017年度以後入学生)は以下の通りである。

学位: 博士(理学)

修了要件:以下の(1)～(4)の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 一貫制博士課程に5年以上在学していること。
ただし、優れた研究業績をあげた者については、同志社大学大学院学則第7条の規定により、3年以上5年未満の在学であっても修了できる。
- (2) 講義科目の 必修科目 17 単位、研究指導科目の「脳科学研究基礎実験Ⅰ～Ⅳ」 8 単位、「脳科学研究特殊実験Ⅰ～Ⅴ」 10 単位を含め、合計 40 単位以上を履修すること。
なお、(1)のただし書きを適用して3年以上5年未満の在学で修了する場合の「脳科学研究特殊実験Ⅱ～Ⅴ」の履修については、上記によらず、博士論文審査を含めて総合的に判断する。
- (3) 博士学位論文を提出し、最終試験*に合格すること。
- (4) 研究に必要な1ヶ国以上の外国語に通じていること。

*最終試験とは、当研究科においては、総合試験のことである。

博士学位論文提出要件は以下のとおりである。

提出時に以下の要件確認を行うので、それまでに必ず要件を満たしておくこと。

博士学位論文提出要件

以下の要件を全て満たさなければならない。

- (1) Q E で C 以上の評価を得、かつその評価を得た日（結果通知書記載日）から1年以上（休学した期間は含めない）経過していること。
但し、3年次転入学生および研究科が特に認める場合はこの限りではない。
- (2) 筆頭著者（またはそれと同等）としての査読付英文原著論文（in press を含む）を1本以上有すること。
- (3) 当年度中に所定の単位を修得する見込みもしくは修得済みで、「論文」を科目登録していること。

■ 審査委員の選定方法

本研究科では博士学位論文審査の公平性を確保する観点から、**審査を受ける学生の指導教員は当該博士学位論文審査の審査委員（主査・副査）にはなれない**。審査委員は指導教員以外の3名から構成される。主査は部門長から選出することとし、副査のうち1名は他研究科または学外から選出することを可とする。副査になることができる者は**博士学位を有している者**とする。審査委員は、脳科学研究科教授会で審議のうえ決定する。

2. 博士学位論文作成・審査スケジュール

※具体的な日程等は別途周知する（おおよその時期を示すもので、前後することがある）。

秋学期修了 (3月)	春学期修了 (9月)	内 容	形式
6月末 (締切)	1月末 (締切)	博士学位論文予備審査願（所定様式）提出 提出先：脳科学研究科事務室	
7月	2月	審査委員（主査・副査）の決定，学生への通知	
7月～8月初旬	3月	予備審査会	非公開
11月末 (締切)	5月末 (締切)	(予備審査「可」の者) 博士学位論文および書類提出 提出先：脳科学研究科事務室	
12月	6月	博士学位論文 書面審査	非公開
1月下旬	7月中旬	(書面審査「可」の者) 博士学位論文 口頭審査（公聴会）	公開
1月下旬	7月中旬	口頭審査終了後（口頭審査と同日に実施することが多い） 博士学位論文総合試験	非公開
2月中旬	7月下旬	脳科学研究科教授会（博士学位論文および修了審議）	非公開
3月上旬	9月上旬	同志社大学大学院研究科長会（博士学位授与および修了認定）	非公開
5月下旬 (締切)	11月下旬 (締切)	(博士学位 授与決定者) 博士学位論文に係る電子データおよび「同志社大学博士学位論文のインターネット公開同意書」提出 提出先：脳科学研究科事務室	

●予備審査会

主査ならびに2名の副査による博士学位論文作成の進捗状況のチェックを非公開で行う。報告、質疑応答を合わせて40分を目安とする。

●書面審査

主査ならびに2名の副査による査読を非公開で行う。当該博士学位論文が審査委員によって学位授与にふさわしいと判断された場合は、口頭審査（公聴会）に進む。

●口頭審査（公聴会）

英語による発表に対する質疑を通じてその内容を審査する。発表、質疑応答を合わせて90分を目安とし、透明性を確保するために、公開形式とする。

●総合試験

口頭審査（公聴会）に引き続き、主査ならびに副査により、非公開で行う。

●博士学位授与決定

口頭審査（公聴会）後、脳科学研究科教授会で審議し博士学位論文の可否を判定する。合格の場合、大学院研究科長会の審議に諮られ、正式に博士学位授与および一貫制博士課程修了が決定する。

1) 口頭審査（公聴会）のみ公開形式とし、その他は非公開とする。

2) 大学院研究科長会における博士学位授与審査の結果および修了判定については、郵送にて通知する。

3. 博士学位論文申請書類

※ 書類の提出先は、いずれも脳科学研究科事務室

1. 博士学位論文予備審査願提出

指導教員の了解の上、定められた期日までに提出しなければならない。この願出により、研究科は、主査・副査の決定など審査の手続をはじめめる。

期日までに、提出のない場合は、論文（学位）の審査を受けないものと判断する。

2. 博士学位論文および書類提出

提出書類および部数

	提出書類	部数	備考
(1)	論文	3部	<ul style="list-style-type: none"> 参考論文がある場合はそれを含む。 書面審査終了後、改めて製本カバーにより仮製本したものを3部提出すること。また、全審査終了後に申請者より業者等に製本の依頼を行い、3部提出すること。
(2)	論文要旨	3部	<ul style="list-style-type: none"> (日本語の場合) 4000字以内とする。 英語の場合は、特に定めはないが、A4 3～4枚程度を目安とすること。
(3)	学位論文審査願 (所定様式)	2部	<ul style="list-style-type: none"> 必ず、日本語で記載すること。
(4)	履歴書 (所定様式)	2部	<ul style="list-style-type: none"> 氏名欄は自署とする。 学歴は高等学校入学以後の履歴を順番に記入のこと。入学・卒業(退学)のほか、休学歴がある場合は明示のこと。 学位は修士以上の学位を記入のこと。なお、学位には専攻分野の名称、授与機関等を付記すること。 英語で記載の場合も所定様式を使用すること。
(5)	研究業績一覧表 (所定様式)	2部	<ul style="list-style-type: none"> 項目は著書、論文、研究発表(学会等での口頭発表)・その他に分け、項目ごとにまとめて記入すること。 著書はその発行所名、論文は掲載誌名、巻・号、掲載ページ等、研究発表は学会名、開催場所等を記入すること。その他のものについてもこれに準ずること。 英語で記載の場合も所定様式を使用すること。
(6)	論文目録 (所定様式)	2部	<ul style="list-style-type: none"> 論文題名が外国語の場合には、和訳を付記すること。 参考論文がある場合は列記すること。 論文がまだ公表されていないときは、予定を記すこと。 英語で記載の場合も所定様式を使用すること。
(7)	写 真 (所定の台紙に貼付)	1葉	<ul style="list-style-type: none"> 縦6cm×横5cm、上半身脱帽、(提出の)3カ月以内に撮影された写真を「学校法人同志社写真台紙」に貼付して提出すること。自署欄あり。
(8)	博士学位論文提出要件(2) を証明するもの	1部	<ul style="list-style-type: none"> 論文が掲載された雑誌(コピー可)、論文が掲載されることを証明できる通知文等を提出すること。
(9)	博士学位論文指導教員確 認書(所定様式)	1部	<ul style="list-style-type: none"> 論文提出に際して、指導教員に見てもらい、確認後署名をしてもらう。 いうまでもないことだが、指導教員に確認してもらうための十分な時間を確保しなければならない(提出直前に確認を求めても確認は困難)。

学生証を持参のうえ、本人が提出のこと。代理人の提出は認めない。なお、提出日時に遅れた場合は一切受け付けない。

※書類はすべて黒ペンで記入または黒で印字のこと。ただし、論文および論文要旨はこのかぎりではない。

4. 博士学位論文の公表

● 博士論文要旨および博士論文審査結果要旨の公表

本学では、学位授与が決定した全ての博士学位論文について、その論文要旨、論文審査結果要旨、および総合試験の結果の要旨を、学位授与日から3カ月以内に、インターネットの利用（同志社大学学術リポジトリ）により公表する。

● 博士学位論文の公表

- ① 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を、インターネットの利用により公表する。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときはこの限りでない。
- ② 博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、脳科学研究科教授会の承認を受けて、当該博士学位論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

「やむを得ない事由」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 博士学位論文に立体形状による表現を含む場合
- (2) 著作権保護や個人情報保護に係る制約がある場合
- (3) 出版による公表又は公表を予定している場合
- (4) 特許を申請又は申請を予定している場合
- (5) 掲載ジャーナルからの制約がある場合
- (6) その他脳科学研究科教授会が認めた場合

やむを得ない事由が無くなった場合には、速やかに脳科学研究科事務室に届け出て、博士論文の全文をインターネットの利用により公表する。

● 博士論文の学術リポジトリへの登録

博士論文のインターネット公表にあたっては、博士論文に係る電子データ及びインターネット公開同意書等の必要な書類を、脳科学研究科事務室へ提出しなければならない。提出された電子データは、同志社大学学術リポジトリによる公表の他、国立国会図書館へ送付され同館で利用される。

博士の学位を授与された者は、インターネットでの公表にあたり、学術ジャーナルへの掲載又は出版刊行等のための著作権処理が必要な場合は各自で適切に行うものとする。

インターネットでの公表に当たり、必要な提出物は次のとおりである。

提出物	提出方法等	
(1) 博士論文全文 *	電子データ PDFファイル	電子データは1枚のCD-Rに格納し、学位記番号をファイル名にして作成すること。 【例】甲 XXX_全文.pdf、甲 XXX_内容記述.xls XXXは学位記番号で数字は半角
(2) 学術リポジトリ内容記述シート（所定様式）	電子データ XLSファイル	CD-Rの表面に氏名と学位記番号を油性ペンで記入のこと。 ※注意事項も参照すること。
(3) 同志社大学博士論文のインターネット公開同意書（所定様式）	紙	

* 要約公表を認められた者は、博士論文要約の電子データを提出

※注意事項

(1) 博士論文全文（PDFファイル）

- ・文字や図表がきちんと表示されているか、最終頁までデータがあるかを確認すること。
- ・論文の全内容を1つのファイルにまとめること（なお、ファイルサイズが大きい場合、システム処理の都合により提出後にファイルを分割する場合がある）。
- ・電子データは1枚のCD-Rに格納すること。提出されたCD-Rは返却しない。
- ・電子データのファイル形式は、テキスト情報付きのPDFとすること。
- ・フォーマットはPDF/A（ISO19005）又はバージョン1.4以上とすること。
- ・外部情報源（外部フォント等）を参照していないこと。
- ・PDFファイルにはパスワードや暗号化、印刷制限等の設定を行わないこと。

(2) 学術リポジトリ内容記述シート

- ・提出ファイルの書き方は、「内容記述シートの記入例（学位論文）」を参照すること。

その他、同志社大学学術リポジトリへの登録について（学位論文）

https://doshisha.repo.nii.ac.jp/?page_id=27

に記載された事項を確認すること。

趣旨

大学院設置基準第14条2「大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする」にもとづいて、博士学位論文審査基準を以下のように定める。

提出要件

以下の要件を全て満たさなければならない。

- (1) QE可決定の日から1年以上を経過していること。(これには休学した期間は含まない。) 但し、3年次転入学生および研究科が特に認める場合はこの限りではない。

A qualified graduate student who has spent more than 1 year since he/she passed QE, excluding any periods of Leave of Absence, is eligible to submit a doctoral dissertation to the school. Exceptions may be made for transferred students as well as in cases the graduate school deems appropriate.

- (2) 筆頭著者(またはそれと同等)としての査読付英文原著論文(in pressを含む)を1本以上有すること。

A qualified graduate student who has published at least one original research article in a peer-reviewed journal as the first author (or its equivalent) is eligible to submit a doctoral dissertation to the school.

- (3) 当年度中に所定の単位を修得する見込で、「論文」を科目登録していること。

A qualified graduate student who is expected to acquire sufficient credits within academic years and is registered for "Doctoral Thesis".

形式要件

言語：英語

書式：A4 (2 cm margin), font 12 pt, double spaced

ページ数制限はなし

博士学位論文の構成例：

Preface:

- i . Abstract (500 words)
- ii . Title page
- iii . Acknowledgement
- iv . Table of contents
- v . List of Figures and Tables

Contents:

1. General Introduction
2. Materials and Methods (if there is only one chapter)
- 3.~ (Contents of each paper. Each should have own introduction and discussion)
- x. General discussion

Bibliography

内容要件

- (1) 独自性あるいは革新性のある研究を行っていること。

The thesis research must be original and innovative.

- (2) 研究の意義や波及効果を明確に示していること。

General Introduction should clearly state the significance and impact of the thesis research.

- (3) 関連する先行研究を十分に検討、理解し、記述していること。

The dissertation should represent student's understanding of preceding studies and literatures of the research field.

- (4) 研究内容について、妥当な仮説を設定していること。
Sound hypothesis (-ses) must be explicitly stated.
- (5) 仮説を検証するための、適切な研究方法を選択していること。
The author chooses reasonable research methods to test the hypothesis with clear rationale stated.
- (6) 結果の解釈と考察が適切に行われていること。
Each paper in the thesis should scholarly describe results and rational interpretations of them.
- (7) 結論が十分な実験的証拠と強固な論理によって支えられていること。
The conclusions have to be well supported by experimental results and strong logic.

以上

7. 指導体制について

脳科学研究科には、研究科長と8名の研究科専任教員のほか、各部門2名、合計16名の特定任用研究員がおり、学生に対してきめ細やかな指導を行う。

アドバイザー

学生が所属する（「脳科学実験1・2」での研修期間含む）部門とは別の研究科専任教員2名がアドバイザーとなり、所属部門長とともに入学直後から学位取得まで、科目の履修、部門の変更、研究計画、学位論文の作成などに関する相談に応じ助言を行う。

学生の所属部門が変更になり、アドバイザーの部門に所属する場合は、他の部門長が新たなアドバイザーとなる。

Thesis Committee

学生が所属する部門が決定し配属された後は、所属部門の研究科専任教員と2名の特定任用研究員が、学位論文を完成させるまで研究指導を行う。

Qualifying Examination (QE)

学位研究の進捗状況報告

QEおよび学位研究の進捗状況報告の公開発表には、研究科専任教員は全員出席し、特定任用研究員らとともに指導や助言を行う。

このように脳科学研究科では、指導教員だけでなく、研究科全体で学生を指導する体制を整えている。

8. 学生IDと学生証について

■ 学生IDについて

入学と同時に学生IDが付与される。学生IDは課程、所属研究科、入学年度、学籍番号によって構成されており、脳科学研究科2017～2024年度生の学生IDは「1 5 21 XX XXXX」と表す。

① ② ③ ④ ⑤

- ① 1桁目は、学生種別（「1」は一般・正規学生）
 - ② 2桁目は、課程（「5」は一貫制博士課程）
 - ③ 3～4桁目は、研究科（「21」は脳科学研究科）
 - ④ 5～6桁目は、入学年度（西暦の下2桁）
 - ⑤ 7～10桁目は、学籍番号
- をそれぞれ表す。

※2016年度以前に入学した学生は、上記体系と異なる（課程、研究科コードだけでなく、桁数も8桁で異なる）。

■ 学生証（ICカード）について

学生証は本学の学生であることを証明するものである。各種試験、履修科目の登録、各種証明書の申請、学割申請、図書館、ITサポートオフィス、保健センターの利用の際にも必要なので、常に携帯すること。

学生証には本人認証等に使用するICカードの機能を備えており、紛失したり、盗難に遭ったりしないよう管理には十分注意すること。また、他人に貸与したり、譲渡してはならない。

学生証の有効期限は、標準修業年限である。標準修業年限を越えて在籍する学生（再修生）は、有効期限が1年間の学生証を毎年、交付する。課程修了、退学、除籍の場合、学生証は直ちに返却しなければならない。

学生証を紛失・破損したとき

1. 学生証を紛失・破損した場合は、速やかに脳科学研究科事務室へ知らせること。また、紛失した場合は、最寄りの警察署に届け出ること。
2. 再発行手続を行うこと（再発行手数料は、2,000円）。
手続は、証明書発行機で行い、出力された用紙を京田辺校地教務課（成心館1階）に提出する。
3日後に再交付される（顔写真は不要）。
学生証再交付の手続（申請・受取）は本人に限る。
3. 再発行された学生証を受け取った後、脳科学研究科事務室で訪知館セキュリティシステム（1階エントランス、3階および4階実験エリア）登録をうけること。
これ以外の手続きについては各自で行うこと。
4. 再発行申請後、紛失した学生証が発見されても、その学生証は使用できない。直ちに返却し、再発行された学生証を使用すること（再発行手数料は返還しない）。
5. 学生証紛失に不審な点のある場合は、再交付を認めないことがある。

9. 事務室の取扱業務・学生生活について

■ 事務室の取扱業務について

脳科学研究科事務室(訪知館3階)

カリキュラムについての相談 / 指導教員についての相談 / 留学についての相談 /
TA, SA, RAに関すること / 履修登録に関すること / 試験・レポート試験に関すること /
休学、退学、再入学、改姓名等の届出の受付 / 各種証明書の発行

※学生証の再発行は、京田辺校地教務課(成心館1階)で手続をすること(本冊子「8. 学生IDと学生証について」参照)。なお、仮学生証の発行手数料は、1通あたり100円である。自動発行機にて発行する。

事務室開室時間

開講期間中 9:00~11:30、12:30~17:00
(土曜日、日曜日、祝日(授業日は除く)は閉室)

※休曜日や開室時間の変更等については、その都度、掲示および大学ホームページで周知する。

■ 各種証明書等、各種届書について

各種証明書等

事項	発行・申込場所	手数料等
在学証明書※ 成績証明書※ 仮学生証	自動発行機 ・成心館1階 ・情報メディア館1階	1通100円 ※英文の場合は1通300円
通学証明書	脳科学研究科事務室	無料
学割証	自動発行機 ・成心館1階 ・情報メディア館1階	無料 原則として、年間1人10枚まで発行
健康診断証明書 (定期健康診断受診者に限る)	自動発行機 ・成心館1階 ・情報メディア館1階	1通100円(即発行) ※奨学金等の健康診断証明書は保健センター(発行は3日後、内容によって発行に10日前後を要する場合がある) ※再検査等の項目がある場合は保健センター(発行には数日かかる)
その他証明書 調査書 英文のリクエストフォーム	脳科学研究科事務室	1通100円 ※英文の場合は1通500円 発行は1週間後

- ・証明書の申請、受取は本人に限る。
- ・証明書自動発行機の利用時間は、窓口事務取扱時間となる。開講日以外(休講日、休暇中など)は、発行可能時間・曜日が変更される(当該時期の前に掲示等で周知されるので、確認すること。また、保守作業等で臨時に利用が停止したり、時間が変更されることがある)。

通学証明書

通学定期券を購入するには「学生証」および「通学証明書」が必要となる。

直接、定期券発売窓口で所定の定期券購入申込書に必要事項を記入、学生証・通学証明書を示し、購入すること。

通学証明書には必ず現住所を記入して、通学区間欄には1つの交通機関について、現住所の最寄駅と本学の最寄駅（区間は最短距離）を記入すること。通学区間の変更は、住所を変更した場合と同区間に併設されている他の交通機関に変更して利用する場合に限る。

通学証明書は毎年新しいものを交付する。汚損、紛失、または記入欄がいっぱいになった場合は、脳科学研究科事務室へ申し出ること。通学証明書を再交付する（無料）。

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

片道100km以上利用のJR、一部のフェリーとバスの乗車券が2割引となる。

有効期限は発行日から3ヶ月である。

原則として、1年間に10枚を上限に発行する。10枚全て発行し、更に必要になった場合は、脳科学研究科事務室に申し出ること。

使用は本人に限る。他人に譲渡することはできない。

学割証を不正使用した場合、追徴金（通常運賃の3倍）が課せられ、以後の発行が停止されることがある。

学割証の裏面をよく読んで使用すること。

各種届書

	提出場所	備考
改姓（名）届	脳科学研究科事務室	戸籍抄本を添えて届け出ること
住所変更届	脳科学研究科事務室 またはDUE Tで修正	DUE Tで修正した場合は、その旨を脳科学研究科事務室に連絡すること

■ 情報の周知について

学生への連絡は、掲示板およびDUE Tで行う。どちらも常時、確認するようにすること。

脳科学研究科掲示板は、訪知館3階に設置されている。

■ 情報環境の利用について

本学のパソコンやネットワークを利用するには、大学が発行するユーザ ID とパスワードが必要である。ユーザ ID は入学時に交付する「ユーザ ID 通知書」に記載されている。

同志社大学学術情報ネットワークシステムを利用する場合や、学内ネットワークを経由し本学からインターネットを利用する場合は、「ネットワーク利用資格認定試験」に合格しなければならない。

詳細は入学時に配付する書類を参照すること。

■ 印刷費補助について

大学院生の印刷費補助として、学生 1 人につき 1 年間（3 月～翌年 2 月）に

① （大学内の指定機での）コピー 白黒 150 枚、カラー 50 枚

② 発表ポスター 2,000 円

を上限に補助する。未使用分の次年度への繰越は行わない。

① 年度初めに上記の利用設定をする。訪知館 4 階の共同研究室設置のコピー機だけでなく、大学内の認証システムがあるコピー機であれば、学生証をかざすことで利用できる。

上限に達した場合は使用できない。上限超過使用分を自己負担で利用を希望する場合は、脳科学研究科事務室に申し出て手続きを行う（設定に 2～3 日にかかる）。

② 情報メディア館でポスター印刷を行った場合は、請求書を脳科学研究科事務室に提出する。上限範囲内であれば、その場での支払い不要である。情報メディア館以外の印刷業者などに発注する場合は、発注前に脳科学研究科事務室に相談、手続について確認が必要である（怠った場合は自己負担となることがあるので、注意すること）。

■ 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険について

同志社大学では、正規学生、グローバル教育センター生、日本語・日本文化教育センター生（AKP 同志社留学生センター生を含む）、および留学生別科生を対象に「**学生教育研究災害傷害保険**」に加入している。この保険は、キャンパス内での各種の事故による傷害、公認団体で大学に届け出た課外活動中の事故、通学中等の事故、留学中の事故（私生活上の事故は適用外）による傷害等について補償の対象となっている。

さらに、脳科学研究科では、入学時点で全学生を対象に、国内外において学生が、正課・大学行事およびその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりしたことにより被る、法律上の損害賠償を補償する「**学研災付帯賠償責任保険（Cタイプ）**」に加入している。

保険の内容、保険金の請求など詳しいことは、ホームページ https://www.doshisha.ac.jp/students/l_support/insurance.html で確認すること。また、保険内容・諸手続に関しては、学生支援センター学生生活課 京田辺奨学・生活係（成心館 1 階：TEL：0774-65-7435）にたずねること。

■ 健康診断について

毎年1回定期健康診断を行っている。

診断を受けないと、実験ができないことがあるので、必ず受診すること。

健康診断日程は、複数用意されている。指定された日時に受診できない場合であっても、必ず別日程を確認のうえ、必ず受診すること。

定期健康診断に加え、有機溶剤、特定化学物質等を継続して使用している場合には、特殊健康診断の受診が必要となる。特殊健康診断については、別途、脳科学研究科事務室より案内する。

また、就職等に必要健康診断証明書も毎年行う定期健康診断の結果に基づいて発行されるので、本学の定期健康診断を受診していないと発行できないので、必ず受診すること。

保健センターでは、診療も行っている。受診方法や診療時間については、ホームページ <https://health.doshisha.ac.jp/> や掲示で確認すること。

保健センター (TEL : 0774-65-7390)

10. TA, SA, RA について

詳細については、脳科学研究科事務室で確認すること。

■ TAについて

TA(ティーチング・アシスタント)とは

年度ごとに大学に雇用される大学院学生で、正課科目の教育活動において専門的知識を要する補助業務を担当し、その対価として、所定の手当が支給される者をいう。成績優秀な大学院学生に教育経験を積む機会を提供することによって、教員・研究者・専門職業人等としての自立を奨励することを目的とする。

TAの種別

脳科学研究科の3年次以上在学者は、TA(D)として学部及び大学院博士課程前期課程、修士課程、一貫制博士課程の1～2年の教育に、1、2年次在学者は、TA(M)として、学部の教育に関する補助業務に従事する。

TAの業務

- ・学生に対する学習上の指導・相談
- ・演習の運営補助
- ・実験・実習の指導あるいは補助と助言
- ・講義の授業教材の準備
- ・教育開発活動補助
- ・定期試験あるいは定期外試験監督補助
- ・レポート・試験等の採点補助
- ・その他、指導教員が適切と認めた教育補助

報 酬

1コマ(90分)あたり 2,500円 (TA(D)、TA(M)とも)

■ SAについて

SA(スチューデント・アシスタント)制度

- ・大学院学生、学部学生に対し、学部あるいは大学院教育等におけるきめ細かい指導の実現を目的とする。
- ・SAは、本学学部2年次生以上、大学院博士課程前期課程、修士課程、博士課程後期課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に在学する正規学生の中から任用され、教育に関する補助業務に従事する。本人が登録している科目に従事することはできない。

SAの業務

- ・授業教材の作成・配布補助
- ・出席確認
- ・情報機器の操作
- ・レポート・試験等の回収及び整理
- ・学生からの学習上の相談対応、助言
- ・その他、指導教員が適切と認めた教育補助

報 酬

1時間あたり 1,020 円

■ RAについて

RA(リサーチ・アシスタント)制度

- ・同志社大学における研究活動に優秀な大学院博士後期課程在学者を補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び次世代の研究者としての研究能力の育成を図ることを目的とする。
- ・RAは、研究補助者として本学が行う研究等に参画し、研究代表者の指示に従い、当該研究の遂行に必要な研究補助業務に従事する。

任用について

資格は、将来、研究者になる意欲と優れた能力を有する本学大学院に在籍する者とする。ただし、休学中の者は除く。脳科学研究科では、3年次以上在学者の中から任用する。任用期間は、1年以内である（定められた通算雇用期間の範囲内に限り、更新することがある）。

日本学術振興会特別研究員及び同志社大学ティーチング・アシスタント（TA）を兼ねることはできない。

報 酬

1時間あたり 1,700 円

11. 同志社大学大学院脳科学研究科特別奨学金について

同志社大学は若手研究者養成を目的とし、脳科学研究科に在学する正規学生に対して「同志社大学大学院脳科学研究科特別奨学金」を給付する。

対象は脳科学研究科の入学選抜試験に合格した者で、入学時32歳未満（転入学者は34歳未満）の者である。

奨学金の額は、年間学費（入学金（入学時のみ）、授業料、実験実習料及び教育充実費）相当額とする。給付期間は1年間とし、標準修業年限である5年間（転入学者は3年間）を上限に、継続審査の上、継続することができる。ただし、休学期間は給付期間に算入しない。（休学在籍料は自己負担となる。）

奨学金は、学期ごとに給付するものとし、当該学期の学費に充当する。奨学生には、原則として、奨学金の返還その他の義務を課さないものとする。

研究計画の進捗等を毎年度、評価し、著しく遅れている場合等について、研究科長の判断により、奨学金の給付を休止することがある。休止となった後、研究計画の進捗等の改善が見られた場合は、研究科長の判断により、再度、給付することがある。

研究科長が奨学金給付にふさわしくないと判断した場合は、奨学金の給付を停止することがある。その場合は再度、給付を受けることはできない。

なお、本奨学金と、学内奨学金を併給することはできない。

全学共通記事

同志社大学大学院学則

(2024年4月1日改正)

第1章 総 則

第1条 本学大学院は、学問の自由とキリスト教的精神とを尊重して、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 点検及び評価に関する規程は、別に定める。

3 本学大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

4 本学は、第1項及び前項に規定する点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を公表するとともに、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

第2条 本学大学院の課程は、前期及び後期の課程に区分する博士課程（以下「区分制博士課程」という。）、前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）、修士課程及び専門職学位課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士課程の前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第2条の2 本学大学院は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各研究科において専攻毎に定め、別表Ⅱに記載する。

第2章 研究科の組織及び修業年限

第3条 本学大学院の各研究科に次の専攻を置く。

(1) 区分制博士課程及び修士課程

	前期課程又は修士課程	後期課程
神学研究科	神学専攻	神学専攻
文学研究科	哲学専攻	哲学専攻
	英文学・英語学専攻	英文学・英語学専攻
	文化史学専攻	文化史学専攻
	国文学専攻	国文学専攻
	美学芸術学専攻	美学芸術学専攻
社会学研究科	社会福祉学専攻	社会福祉学専攻

	メディア学専攻	メディア学専攻
	教育文化学専攻	教育文化学専攻
	社会学専攻	社会学専攻
	産業関係学専攻	産業関係学専攻
法学研究科	政治学専攻	政治学専攻
	私法学専攻	私法学専攻
	公法学専攻	公法学専攻
経済学研究科	理論経済学専攻	経済政策専攻
	応用経済学専攻	
商学研究科	商学専攻	商学専攻
総合政策科学研究科	総合政策科学専攻	総合政策科学専攻
文化情報学研究科	文化情報学専攻	文化情報学専攻
理工学研究科	情報工学専攻	情報工学専攻
	電気電子工学専攻	電気電子工学専攻
	機械工学専攻	機械工学専攻
	応用化学専攻	応用化学専攻
	数理環境科学専攻	数理環境科学専攻
生命医科学研究科	医工学・医情報学専攻	医工学・医情報学専攻
	医生命システム専攻	医生命システム専攻
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学専攻
心理学研究科	心理学専攻	心理学専攻
グローバル・スタディーズ研究科	グローバル・スタディーズ専攻	グローバル・スタディーズ専攻
ビジネス研究科	グローバル経営研究専攻	

(2) 一貫制博士課程

脳科学研究科 発達加齢脳専攻

(3) 専門職学位課程

司法研究科 法務専攻

ビジネス研究科 ビジネス専攻

2 専門職大学院に関する事項は、専門職大学院学則として別にこれを定める。

3 総合政策科学研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

4 本学大学院に高等研究教育院を置く。高等研究教育院に関する規程は、別に定める。

第4条 博士課程の後期課程の標準修業年限は、3年とする。

2 一貫制博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 博士課程の前期課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とする。

4 前3項の規定にかかわらず、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本学大学院の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出た者に対しては、各研究科の定めるところにより、その履修を博士課程の前期課程、修士課程又は博士課程の後期課程では6年、一貫制博士課程では8年まで認めることができる。

5 第17条の規定により転入学を許可された転入学生の修業年

限は、前4項に基づき当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て決定する。

第5条 博士課程の前期課程に4年、後期課程に6年を超えて在学することを認めない。

2 修士課程に4年を超えて在学することを認めない。

3 一貫制博士課程に8年を超えて在学することを認めない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、博士課程の前期課程又は修士課程において前条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者については、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て決定された履修期間を在学年限の上限とすることができる。

5 第17条の規定により転入学を許可された転入学生の在学年限は、前4項に基づき当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て決定する。

第3章 授業科目、研究指導、履修方法及び教育方法の特例

第6条 各研究科の教育課程は、各研究科が学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号により定める方針に基づき編成し、授業科目、履修方法等は、別表Ⅱにおいてこれを定める。授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学大学院が定める。

2 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第6条の2 大学院学生は、別に定める他の大学大学院において当該大学大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、各研究科において教育上有益と認めるときは、15単位を超えない範囲で課程修了の所定単位として認定することができる。

第6条の3 第20条の2により留学した大学の大学院において単位を修得した者、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国におい

て履修し単位を修得した者及び大学院設置基準第15条に定める「国際連合大学」の教育課程における授業科目を履修し単位を修得した者には、各研究科において教育上有益と認めるときは、前条により認定した単位と合わせて15単位を超えない範囲で課程修了の所定単位として認定することができる。

2 第20条の2により留学した大学の大学院において受けた研究指導は、博士課程の後期課程又は一貫制博士課程において、その一部を認定することができる。

第6条の4 本学大学院は、各研究科において教育上有益と認めるときは、大学院学生が入学前に大学大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院において修得したのものとして認定することができる。

2 前項の単位は、転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、第6条の2第2項及び第6条の3第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第6条の5 高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状を得ようとする者は、各研究科における授業科目から教育職員免許状及び同施行規則に定める必要単位数を履修しなければならない。(ただし、高等学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状の取得資格を有する者)

2 本学大学院において取得できる免許状の種類(教科)は、次のとおりとする。

神学研究科	
神学専攻	中専免(宗教)、高専免(宗教)
文学研究科	
哲学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)、高専免(公民)
英文学・英語学専攻	中専免(英語)、高専免(英語)
文化史学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)
国文学専攻	中専免(国語)、高専免(国語)
美学芸術学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)、高専免(公民)
社会学研究科	
社会福祉学専攻	高専免(福祉)
メディア学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
教育文化学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
社会学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
産業関係学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
法学研究科	
政治学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)、高専免(公民)
私法学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
公法学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
経済学研究科	
理論経済学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)、高専免(公民)
応用経済学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)
商学研究科	
商学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)、高専免(商業)
総合政策科学研究科	
総合政策学専攻	中専免(社会)、高専免(公民)

文化情報学研究科	
文化情報学専攻	中専免(数学)、高専免(数学)
理工学研究科	
情報工学専攻	中専免(数学)、高専免(数学)
応用化学専攻	中専免(理科)、高専免(理科)
数理環境科学専攻	中専免(数学)、高専免(数学)、中専免(理科)、高専免(理科)
生命医科学研究科	
医工学・医情報学専攻	中専免(理科)、高専免(理科)
医生命システム専攻	中専免(理科)、高専免(理科)
スポーツ健康科学研究科	
スポーツ健康科学専攻	中専免(保健体育)、高専免(保健体育)
心理学研究科	
心理学専攻	中専免(社会)、高専免(地理歴史)、高専免(公民)
グローバル・スタディーズ研究科	
グローバル・スタディーズ専攻	中専免(社会)、高専免(公民)

第6条の6 本章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数、履修方法の細目等については、各研究科会の定めるところによる。

第6条の7 本学大学院には、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くための教育を行うため、博士課程教育リーディングプログラムを置く。

2 博士課程教育リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第6条の8 本学大学院は、各研究科において教育上有益と認めるときは、大学院学生を別に定める他の大学大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士課程の前期課程又は修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第6条の9 本学大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 本学大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第4章 課程修了の認定

第7条 博士の学位を得ようとする者は、大学院博士課程に5年(博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある分野について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3年(博士課程の前期課程2年又は修士課程2年を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、優れた業績により博士課程の前期

課程又は修士課程を在学1年以上で修了した者の在学期間に関しては、博士課程の前期課程又は修士課程における在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、3年(博士課程の前期課程又は修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者については、3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある分野について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

4 前3項の課程修了の認定には、その研究に必要な外国語によく通じていることを一条件とする。

5 修士の学位を得ようとする者は、博士課程の前期課程又は修士課程に2年以上在学し、授業科目について30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。最終試験は学位論文を中心とし、これに関連ある科目について行う。ただし、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

6 前項の場合において、当該博士課程の前期課程又は修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

7 前2項の課程修了の認定には、その研究に必要な外国語に通じていることを一条件とする。

8 本学大学院は、第6条の4の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程(区分制博士課程における後期の課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間に在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士課程の前期課程又は修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

9 前項の規定は、博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者の第7条第1項及び同条第2項に規定する博士課程における在学期間(同条第1項の規定により博士課程における在学期間を含む修士課程における在学期間を除く。)については、適用しない。

第8条 修士の学位論文は、在学期間中に提出し審査を終了するものとする。

2 博士の学位論文は、在学期間中に学長に提出し、提出された日から1年以内に審査を終了するものとする。

第9条 課程修了の認定は、研究科長会の審議を経て、学長が決定する。

2 研究科長会に関する内規は、別に定める。

第5章 学位の授与

第10条 本学大学院において、各研究科の課程修了の認定を得た者には、次の学位を授与する。

博士（神学、一神教研究、哲学、英文学、英語学、文化史学、国文学、芸術学、社会福祉学、メディア学、教育文化学、社会学、産業関係学、政治学、法学、経済学、商学、政策科学、ソーシャル・イノベーション、文化情報学、工学、理学、スポーツ健康科学、心理学、アメリカ研究、現代アジア研究、グローバル社会研究、技術・革新的経営、学術）

修士（神学、一神教研究、哲学、英文学、英語学、文化史学、国文学、美学、芸術学、社会福祉学、メディア学、教育文化学、社会学、産業関係学、政治学、比較政治学、法学、経済学、商学、政策科学、ソーシャル・イノベーション、文化情報学、工学、理学、スポーツ健康科学、心理学、アメリカ研究、現代アジア研究、グローバル社会研究、経営学、技術・革新的経営、学術）

2 前項に規定する学位には、「博士（神学）（同志社大学）」又は「修士（神学）（同志社大学）」のように明記することを必要とする。

3 本学は、別に定める同志社大学学位規程により博士課程を経ることなくして、博士の学位論文を提出する者に、博士課程における学位授与の方法に準じて学位を授与する。

第6章 学年、学期及び休業日

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第12条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

第13条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日

(3) 創立記念日 11月29日

(4) キリスト降誕日 12月25日

(5) 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める。

2 前項に規定する休業日において、必要ある場合は授業を行うことがある。また休業日は、臨時に定めることができる。

第7章 入学、転入学、休学、留学、退学、除籍及び再入学

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科が必要とするときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

第15条 博士課程の前期課程、一貫制博士課程又は修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと本学大学院が認めたもの

(3) 大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第155条第1項に規定された者

2 博士課程の後期課程に入学又は一貫制博士課程の第3年次に転入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 修士の学位又は専門職学位を得た者

(2) 大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第156条に規定された者

第15条の2 外国人の入学志願者のうち、その入学資格の判明しがたいときには、当該外国公館の証明を必要とする。

第16条 入学志願者には各研究科が学校教育法施行規則第165条の2第1項第3号により定める方針に基づき、学力検査を行い、既往の成績等を総合して入学者を決定する。

2 前項の考査方法、時期等については、その都度定める。

第17条 他の大学大学院学生又は本学大学院を修了した者で、転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り前条に準ずる考査を経たうえで、転入学を許可することがある。

第18条 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、別表Iの9に定める入学検定料を納入しなければならない。

2 災害等の特別な事情により入学検定料の納入が困難であると認められる入学志願者には、申請に基づき、入学検定料を免除することがある。

3 前項の入学検定料の免除の詳細は、別に定める。

第19条 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

2 本学大学院の複数の研究科・専攻・クラスター（以下「研究科等」という。）の入学許可を得て、一方の研究科等の学費を納入した者が、もう一方の研究科等への入学を希望する場合等は、申請に基づき、既に納入した学費を、もう一方の研究科等の学費に振替を認めることがある。

3 前項の振替の詳細は、別に定める。

第20条 学生が疾病その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、春学期又は秋学期授業開始日までにその旨願い出て、許可を得なければならない。

2 休学期間は、1年又は半年とする。

3 休学の期間は、通算して博士課程の前期課程又は修士課程においては2年、博士課程の後期課程においては3年、一貫制博士課程においては5年を超えることができない。

4 休学期間は、第4条及び第5条に定める修業年限、在学年限には算入しない。

第20条の2 学生は、在学中当該研究科教授会又は研究科委員会が本人の教育上有益と認め、学長が承認した場合に限り、本学の認定する外国の大学の大学院に留学することができる。

2 留学の期間は、第4条の修業年限及び第5条の在学年限に算入できる。

3 留学の取扱いについては、別にこれを定める。

第21条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、その旨願い出なければならない。

第22条 学長は学力劣等で成業の見込みがないと認める者、また出席常でない者を、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て、論旨退学させることがある。

第23条 学長は品行不良の者、学業怠慢の者、学校の秩序を乱した者、その他学生としての本分に反した者で、当該研究科教授会又は研究科委員会において懲戒の対象となりうると認められたときは、けん責、停学又は退学に処することができる。

2 前項の懲戒に関する規程は、別に定める。

第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。第1号については、春学期末修了予定者は春学期末、それ以外の者は該当学年末（秋学期入学者は春学期末）、第2号並びに第3号については、該当学期末に除籍する。

(1) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者

(2) 在学期間が第5条に規定する在学年限を超える者

(3) 学費未納で履修科目の登録をしていない者

第23条の3 退学者及び前条第1項第1号又は第3号により除籍された者が、再入学を願い出た場合は、それを許可することができる。なお、除籍された者が再入学を願い出た場合は、事前に未納学費を完納しなければならない。

第23条の4 再入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

第8章 科目等履修生、聴講生、研究生、研修生、委託生、特別研究学生、外国人留学生及び外国人研究生

第24条 各研究科又は高等研究教育院に設置する一又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、相当の資格があると認めた者につき、科目等履修生とすることができる。

2 科目等履修生のうち、他の大学大学院学生で、協定に基づき本学大学院の授業科目を履修する者については、交流学生又は単位互換履修生として受け入れることができる。

3 科目等履修生が履修した授業科目について試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果に係る評価を受け合格したときは、所定の単位を与える。

4 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関する内規は、別に定める。

第24条の2 各研究科に設置する一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、相当の資格があると認めた者につき、聴講生とすることができる。

2 聴講生に関する内規は、別に定める。

第24条の3 本学大学院博士課程の後期課程に6年間在学した者又は一貫制博士課程に8年間在学した者が、その後、研究指導を受けることを希望するときは、当該研究科において、研究生

としてこれを許可することがある。

2 研究生に関する内規は、別に定める。

第24条の4 本学大学院の博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者で、高度の専門性を要する職業等に必要の能力をさらに養うため研修を希望するものがあるときは、当該研究科において、研修生としてこれを許可することがある。

2 研修生に関する内規は、別に定める。

第25条 他の大学大学院学生にして、その大学院の委託により、本学大学院研究科における授業科目中1科目又は数科目の選修を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て修学を許可することができる。

2 委託生が選修科目の試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果に係る評価に合格したときは、その科目の修了証明書を授与する。

第25条の2 他の大学大学院学生で、本学大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。

2 特別研究学生に関する内規は、別に定める。

第26条 外国人留学生、外国人研究生に関する内規は、別にこれを定める。

第9章 学 費

第27条 在学生の学費は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。ただし、春学期の学費を納入するときに、当該年度の秋学期の学費も納入することができる。

2 外国人留学生（特別学生）研修料は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。

3 履修料及び聴講料は、所定の期間内に納入しなければならない。

4 委託生修学料、大学院研修生研修料、大学院研究生及び外国人研究生研究指導料は、所定の期日までに納入しなければならない。

第28条 学費は、入学金、授業料（履修料、聴講料、委託生修学料、研修料及び研究指導料を含む。）、教育充実費、論文審査在籍料、特別在籍料及び休学在籍料とし、その額は、別表Iから別表Iの8にこれを定める。

2 博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学して所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた者が、学位論文を提出してその審査のために在籍する期間については、論文審査在籍料を納入するものとし、他の学費の納入を要しない。ただし、上記の者が退学した場合、退学日から3年以内に再入学を許可され、再入学と同時に学位論文を提出したときには、本項本文を適用する。

3 協定に基づくダブルディグリープログラムにより、本学から1学期間以上留学する者は、特別在籍料を納入するものとし、入学金を除く他の学費の納入を要しない。

4 休学を許可された者は、休学在籍料を納入するものとし、入

学金を除く他の学費の納入を要しない。

- 5 第24条第2項に定める、協定に基づき本学大学院の授業科目を履修するため、他の大学院から受け入れた交流学生及び単位互換履修生の学費については、当該大学との協定に基づき設定する。
 - 6 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学許可を得た者で、入学日の前日までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。
 - 7 履修科目の登録に際して実験実習料を要する科目及びその実験実習料については、別に定める。
 - 8 退学者又は除籍された者については、別に定める場合を除き、当該学期の学費を徴収する。
 - 9 第23条第1項に基づく停学に処せられた者については、その期間中も学費を徴収する。
- 第28条の2 やむを得ない事情があると認められる場合は、申請に基づき、学費（論文審査在籍料、特別在籍料及び休学在籍料を除く。）を延納又は分納することができる。
- 2 前項の学費の延納又は分納の詳細は、別に定める。
- 第28条の3 災害等の特別な事情により学費の納入が困難であると認められる者には、申請に基づき、学費の一部を免除することがある。
- 2 前項の学費の一部免除の詳細は、別に定める。

第10章 削 除

第29条 削除

第11章 教育研究実施組織及び運営組織

- 第30条 大学院における授業並びに指導は、一定数の本学教員がこれを担当する。
- 第31条 大学院及び各研究科に共通する重要事項は、部長会で審

議する。

- 2 部長会に関する規程は、別に定める。
- 第32条 学部を基礎としない独立研究科には研究科教授会を、学部を基礎とする研究科には研究科委員会を置く。
- 2 研究科教授会及び研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項を審議する。
 - (1) 学生の入学、退学、休学、修了等に関する事項及び学位の授与に関する事項
 - (2) 授業及び研究指導に関する事項
 - (3) 教員の人事に関する事項
 - (4) 学位論文審査に関する事項
 - (5) 学則、研究科諸規程に関する事項
 - (6) その他研究科長がつかさどる教育研究に関する事項
 - 3 研究科教授会及び研究科委員会は、学長から諮問された事項について審議する。
 - 4 研究科教授会及び研究科委員会は、学生の入学、修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項で研究科教授会及び研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 5 研究科教授会及び研究科委員会の組織及び運営に関する事項は、当該研究科教授会又は研究科委員会において定める。
- 第33条 大学院の学務は、学長が総括し、研究科の学務は、当該学部長が研究科長としてこれを管掌し、グローバル・スタディーズ研究科においてはグローバル・スタディーズ研究科長が、脳科学研究科においては脳科学研究科長が、ビジネス研究科においてはビジネス研究科長が管掌する。その他、大学院の事務を遂行するため、職員を置く。
- 第33条の2 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第12章 学生の入学定員及び収容定員

第34条 各研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

(1) 区分制博士課程及び修士課程

研究科	前期課程又は修士課程			後期課程		
	専攻	入学定員	収容定員	専攻	入学定員	収容定員
神学研究科	神学専攻	20	40	神学専攻	5	15
文学研究科	哲学専攻	7	14	哲学専攻	3	9
	英文学・英語学専攻	10	20	英文学・英語学専攻	4	12
	文化史学専攻	15	30	文化史学専攻	4	12
	国文学専攻	10	20	国文学専攻	3	9
	美学芸術学専攻	5	10	美学芸術学専攻	3	9
	計	47	94	計	17	51
社会学研究科	社会福祉学専攻	10	20	社会福祉学専攻	6	18
	メディア学専攻	5	10	メディア学専攻	2	6
	教育文化学専攻	7	14	教育文化学専攻	3	9
	社会学専攻	10	20	社会学専攻	5	15
	産業関係学専攻	5	10	産業関係学専攻	2	6
	計	37	74	計	18	54
法学研究科	政治学専攻	40	80	政治学専攻	5	15
	私法学専攻	45	90	私法学専攻	5	15
	公法学専攻	45	90	公法学専攻	5	15
	計	130	260	計	15	45
経済学研究科	理論経済学専攻	25	50	経済政策専攻	5	15
	応用経済学専攻	25	50			
	計	50	100	計	5	15
商学研究科	商学専攻	65	130	商学専攻	5	15
総合政策科学研究科	総合政策科学専攻	70	140	総合政策科学専攻	15	45
文化情報学研究科	文化情報学専攻	30	60	文化情報学専攻	5	15
理工学研究科	情報工学専攻	60	120	情報工学専攻	5	15
	電気電子工学専攻	70	140	電気電子工学専攻	7	21
	機械工学専攻	80	160	機械工学専攻	8	24
	応用化学専攻	80	160	応用化学専攻	7	21
	数理環境科学専攻	25	50	数理環境科学専攻	3	9
	計	315	630	計	30	90
生命医科学研究科	医工学・医情報学専攻	90	180	医工学・医情報学専攻	2	6
	医生命システム専攻	20	40	医生命システム専攻	12	36
	計	110	220	計	14	42
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	8	16	スポーツ健康科学専攻	3	9
心理学研究科	心理学専攻	10	20	心理学専攻	6	16
グローバルスタディーズ研究科	グローバルスタディーズ専攻	45	90	グローバルスタディーズ専攻	18	54
ビジネス研究科	グローバル経営研究専攻	45	90	合計	156	468
合	計	982	1,964			

(2) 一貫制博士課程

研究科	専攻	入学定員	収容定員
脳科学研究科	発達加齢脳専攻	10	50
合	計	10	50

第13章 研究指導施設及び厚生保健施設

第35条 図書館を設け、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報等を系統的に整備し、教育研究を促進する。

第36条 学生の研究のため各研究科に読書研究室を設ける。

第37条 教職員及び学生の保健医療には、学生支援機構保健センターを利用する。

第14章 雑 則

第38条 京都教育大学大学院連合教職実践研究科教職実践専攻の教育研究の実施に当たっては、協定書に記載の大学等とともに協力するものとする。

第39条 本学大学院は、学費及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を整理し、在学生及び入学志願者に対して明示するように努めるものとする。

附 則

- この学則は、2005年4月1日から施行する。
- 第20条第3項の規定は、1989年度入学生から適用する。
- 第3条及び第34条は、文学研究科の改組・再編に伴う、文学研究科社会福祉学専攻、新聞学専攻、教育学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻の前期課程又は修士課程の廃止及び社会学研究科社会福祉学専攻、メディア学専攻、教育学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻の前期課程並びに文学研究科社会福祉学専攻、新聞学専攻、教育学専攻、社会学専攻の後期課程の廃止及び社会学研究科社会福祉学専攻、メディア学専攻、教育学専攻、社会学専攻、産業関係学専攻の後期課程の設置、文学研究科英文学専攻及び美学および芸術学専攻の前期課程並びに哲学および哲学史専攻、英文学専攻及び美学および芸術学専攻の後期課程の名称変更により改正施行する。

なお、廃止又は名称変更を行う各専攻は、2005年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。(2005年4月1日改正)

- 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 第10条に規定する学位は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 第23条の3に規定する再入学は、2004年度第1年次入学生から適用する。
- 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2005年度入学生に適用する。2004年度以前の入学生については、従前の学費による。
- 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、休学在籍料については、2003年度以降在学の学生に適用する。ただし、2002年度以前の入学生のうち、従前の学費による休学中の学費が休学在籍料を下回る場合は、その額とする。

附 則

- この学則は、2006年4月1日から施行する。
- 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2006年度第1年次入学生から適用し、2005年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2006年度入学生に適用する。2005年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- この学則は、2007年4月1日から施行する。

- 第3条及び第34条は、神学研究科の改組・再編に伴う、神学研究科聖書神学専攻、歴史神学専攻、組織神学専攻の前期課程の廃止及び神学研究科神学専攻の前期課程の設置並びに神学研究科歴史神学専攻の後期課程の名称変更、及び文化情報学研究科文化情報学専攻の前期課程及び後期課程の設置により改正施行する。

なお、聖書神学専攻、歴史神学専攻、組織神学専攻の前期課程及び歴史神学専攻の後期課程は、2007年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2007年度第1年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2007年度入学生に適用する。2006年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- この学則は、2008年4月1日から施行する。
- 第3条及び第34条は、工学研究科知識工学専攻及び電気工学専攻の名称変更並びに生命医科学研究科生命医学専攻の設置により改正施行する。

なお、知識工学専攻及び電気工学専攻は、2008年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 第10条に規定する学位は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2008年度入学生に適用する。2007年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- この学則は、2009年4月1日から施行する。
- 第3条及び第34条は、文学研究科心理学専攻の前期課程及び後期課程の廃止及び工学研究科数理環境科学専攻の課程変更並びに心理学研究科心理学専攻の前期課程及び後期課程並びに総合政策科学研究科技術・革新的経営専攻の一貫制博士課程の設置により改正施行する。

なお、文学研究科心理学専攻の前期課程及び後期課程並びに工学研究科数理環境科学専攻の修士課程は、2009年度より学生募集を停止する。ただし、各専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、修業年限、在学年限、課程修了の認定、休学期間及び教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 第10条に規定する学位は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2009年度入学生に適用する。2008年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 第3条、第33条及び第34条は、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の修士課程の設置及びグローバル・スタ

ディーズ研究科グローバル・スタディーズ専攻の前期課程及び後期課程の設置並びにこれに伴うアメリカ研究科アメリカ研究専攻の前期課程及び後期課程の廃止により改正施行する。

なお、アメリカ研究科アメリカ研究専攻の前期課程及び後期課程は、2010年度より学生募集を停止する。ただし、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第4条第4項に規定する長期にわたる教育課程の履修は、2010年度第1年次入学生から適用する。ただし、一貫制博士課程においては、2010年度第1年次入学生及び2010年度転入学生から適用する。
- 4 第6条の別表Ⅱの研究科授業科目一覧表は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 5 第10条に規定する学位は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、従前の規程による。
- 6 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2010年度入学生に適用する。2009年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2011年4月1日から施行する。
- 2 第3条及び第34条は、社会学研究科教育学専攻の名称変更により改正施行する。
なお、教育学専攻は、2011年度より学生募集を停止する。ただし、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2011年度第1年次入学生から適用し、2010年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第3条、第33条及び第34条は、工学研究科、工業化学専攻の名称変更、生命医科学研究科の改組・再編に伴う、生命医科学研究科生命医科学専攻の廃止及び生命医科学研究科医工学・医情報学専攻、医生命システム専攻の設置、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の課程変更、脳科学研究科発達加齢脳専攻の設置により改正施行する。
なお、工学研究科各専攻及び生命医科学研究科生命医科学専攻並びにスポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の修士課程は、2012年度より学生募集を停止する。ただし、当該研究科に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 4 第10条に規定する学位は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2013年度第1年次入学生から適用し、2012年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。

2 第3条、第33条及び第34条は、ビジネス研究科グローバル経営研究専攻の修士課程の設置により改正施行する。

3 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

4 第10条に規定する学位は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2015年度第1年次入学生から適用し、2014年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2015年度入学生に適用する。2014年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2016年度第1年次入学生から適用し、2015年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2016年度入学生に適用する。2015年度以前の入学生については、従前の学費による。
- 4 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、論文審査在籍料については、2016年度第1年次入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2017年度第1年次入学生から適用し、2016年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 総合政策科学研究科技術・革新的経営専攻の一貫制博士課程は、2017年度より学生募集を停止する。ただし、当該専攻に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 4 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2017年度入学生に適用する。2016年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2018年度第1年次入学生から適用し、2017年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2018年度入学生に適用する。2017年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2019年度第1年次入学生から適用し、2018年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

- 3 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、再入学生の入学金に関する規定のただし書きについては、2020年4月1日以降に再入学する学生に適用する。
- 4 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、特別在籍料については、2019年4月1日以降に派遣を決定する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表IIの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2020年度第1年次入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表IIの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2021年度第1年次入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表IIの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表

は、2022年度第1年次入学生から適用し、2021年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表IIの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2023年度第1年次入学生から適用し、2022年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2023年度入学生に適用する。2022年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表IIの各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表は、2024年度第1年次入学生から適用し、2023年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第28条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2024年度入学生に適用する。2023年度以前の入学生については、従前の学費による。

別表 I 学費

入学金、授業料及び教育充実費
区分制博士課程及び修士課程

博士課程（前期）又は修士課程

（年額）

	入学金	授業料	教育充実費
神学 研究 科 文 学 研 究 科 社 会 学 研 究 科 法 学 研 究 科 経 済 学 研 究 科 商 学 策 略 研 究 科 総 合 政 策 科 グローバルスタディーズ研究科 ビジネス研究科 グローバル経営研究専攻	第1年次	200,000 円	515,000 円
	第2年次		715,000 円
	所定単位修得者		357,500 円
文化情報学研究科	第1年次	200,000 円	599,000 円
	第2年次		799,000 円
	所定単位修得者		421,000 円
理 工 学 研 究 科 生 命 医 学 研 究 科	第1年次	200,000 円	854,000 円
	第2年次		1,054,000 円
	所定単位修得者		585,000 円
スポーツ健康科学研究科	第1年次	200,000 円	626,000 円
	第2年次		826,000 円
	所定単位修得者		448,000 円
心理学研究科	第1年次	200,000 円	649,000 円
	第2年次		849,000 円
	所定単位修得者		456,000 円

- (1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
- (2) 学内進学者の入学金については、2分の1とする。
- (3) 2年を超えて在籍した場合の学費は、第2年次の学費を適用する。
- (4) 博士課程の前期課程又は修士課程において、2年以上在学し、所定の単位を修得した者は、次の学期から所定単位修得者欄に記載の学費を適用する。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び(8)の長期履修学生については、適用しない。
- (5) 転入学生の入学金は、200,000円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学卒業生及び本学大学院修了生に限り、入学金は2分の1とする。
- (6) 再入学生の入学金は、100,000円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000円とする。
- (7) MOTコース生がビジネス研究科を修了し、理工学研究科MOTコースに転入学した場合は、第4項の規定に関らず、授業料は838,000円、教育充実費は78,000円とし、入学金の全額を免除する。
 なお、理工学研究科に1年を超えて在籍した場合の学費は、理工学研究科の第2年次学費を適用する。
- (8) 第4条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る学費については、以下のとおり取り扱う。
 ア 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。
 また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。
 イ 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。
 ウ アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。
 エ ア、イの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。
 オ アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

博士課程（後期）

（年額）

		入学金	授業料	教育充実費
神学研究科 文学研究科 社会学研究科 法学研究科 経済学研究科 商学研究科 総合政策科学研究科 グローバルスタディーズ研究科	第1年次	200,000円	484,000円	123,000円
	第2年次		684,000円	123,000円
	第3年次		684,000円	123,000円
	3年以上在学者		342,000円	61,500円
文化情報学研究科	第1年次	200,000円	570,000円	133,000円
	第2年次		770,000円	133,000円
	第3年次		770,000円	133,000円
	3年以上在学者		362,500円	66,500円
理工学研究科 生命医科学研究科	第1年次	200,000円	825,000円	162,000円
	第2年次		1,025,000円	162,000円
	第3年次		1,025,000円	162,000円
	3年以上在学者		453,500円	81,000円
スポーツ健康科学研究科	第1年次	200,000円	595,000円	133,000円
	第2年次		795,000円	133,000円
	第3年次		795,000円	133,000円
	3年以上在学者		362,500円	66,500円
心理学研究科	第1年次	200,000円	613,000円	138,000円
	第2年次		813,000円	138,000円
	第3年次		813,000円	138,000円
	3年以上在学者		377,000円	69,000円

- (1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
- (2) 学内進学者からは、入学金を徴収しない。
- (3) 3年を超えて在籍した場合の学費は、第3年次の学費を適用する。
- (4) 博士課程の後期課程において、3年以上在学した者は、次の学期から3年以上在学者欄に記載の学費を納入するものとする。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び(8)の長期履修学生については、適用しない。
- (5) 転入学生の入学金は、200,000円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学大学院修了生に限り、入学金は徴収しない。
- (6) 再入学生の入学金は、100,000円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000円とする。
- (7) 退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可された者については、論文審査在籍料を納入するものとし、他の学費の納入を要しない。
- (8) 第4条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る学費については、以下のとおり取り扱う。
 - ア 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。
 - イ 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。
 - ウ アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。
 - エ ア、イの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。
 - オ アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

一貫制博士課程

(年額)

		入学金	授業料	教育充実費
脳 科 学 研 究 科	第1年次	200,000 円	854,000 円	156,000 円
	第2年次		1,054,000 円	156,000 円
	第3年次		825,000 円	162,000 円
	第4年次		1,025,000 円	162,000 円
	第5年次		1,025,000 円	162,000 円
	所定単位修得者		453,500 円	81,000 円

- (1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
- (2) 学内進学者の入学金については、2分の1とする。
- (3) 5年を超えて在籍した場合の学費は、第5年次の学費を適用する。
- (4) 一貫制博士課程において、5年以上在学し、所定の単位を修得した者は、次の学期から所定単位修得者欄に記載の学費を納入するものとする。ただし、学部又は大学院の授業科目の履修を希望する者及び(8)の長期履修学生については、適用しない。
- (5) 転入学生の入学金は、200,000円とし、授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学卒業生及び本学大学院修士に限り、入学金は2分の1とする。
- (6) 再入学生の入学金は、100,000円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000円とする。
- (7) 退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可された者については、論文審査在籍料を納入するものとし、他の学費の納入を要しない。
- (8) 第4条第4項の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る学費については、以下のとおり取り扱う。
- ア 授業料は、標準修業年限までの合計額を履修年数で除した額とする。ただし、合計額には長期履修学生となる以前の額は含まない。また、千円未満の端数が発生する場合は、千円単位に切上げ、この学費を適用する最初の年次で調整する。
- イ 教育充実費は、標準修業年限を超えた学期以降、標準修業年限における最終年次の教育充実費の2分の1とする。
- ウ アの規定にかかわらず、履修期間の短縮が認められた場合の授業料は、標準修業年限までの合計額から既納入額を控除した額とする。
- エ ア、イの規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、標準修業年限における最終年次の学費を適用する。
- オ アの規定にかかわらず、長期履修学生だった者が再入学する場合の授業料は、再入学前を含む履修期間が再入学を許可された年次に在籍する同一履修期間の長期履修学生と同額とする。

論文審査在籍料

半年又は1年	60,000 円
--------	----------

- ・論文審査在籍料により在籍する期間に学部又は大学院の授業科目を履修することはできない。

特別在籍料

ダブルディグリープログラムによる留学期間	特別在籍料
1年	300,000 円
1学期	150,000 円

休学在籍料

休学期間	休学在籍料
1年	120,000 円
半年	60,000 円

- ・母国における兵役義務による休学が認められた者は、休学在籍料の納入を要しない。

別表 I の 2 履修料

履修登録料	全研究科及び高等研究教育院	50,000 円
履修料 (1単位につき)	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学、グローバル・スタディーズ研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	24,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	26,000 円
	理工学、生命医科学及び脳科学研究科	33,000 円
	心理学研究科	27,000 円
	高等研究教育院	26,000 円

- (1) 研究科において、履修料の総額が当該年度の第1年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。
- (2) 本学出身者及び前年度から継続の履修生の履修登録料は、2分の1とする。
- (3) 学期をまたがって履修する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。
- (4) 複数の研究科及び高等研究教育院に併願する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。

別表 I の 3 聴講料

聴講登録料	全研究科	50,000 円
履修料 (1単位につき)	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学、グローバル・スタディーズ研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	16,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	17,000 円
	理工学、生命医科学及び脳科学研究科	22,000 円
	心理学研究科	18,000 円

- (1) 聴講料の総額が当該年度の第1年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。
- (2) 本学出身者及び前年度から継続の聴講生の聴講登録料は、2分の1とする。
- (3) 学期をまたがって聴講する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。
- (4) 複数の研究科に併願する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。

別表 I の 4 委託生修学料

(年額)

研究科	修学料
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学、グローバル・スタディーズ研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	307,500 円
文化情報学研究科	349,500 円
理工学、生命医科学及び脳科学研究科	477,000 円
スポーツ健康科学研究科	363,000 円
心理学研究科	374,500 円

- ・修学期間が春学期又は秋学期に限る場合は、修学料を2分の1とする。

別表 I の 5 外国人留学生（特別学生） 入学金及び研修料

研究科	入学金	研修料 (年額)	研修料（年度内の在学期間が7月以内の場合）
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学、グローバル・スタディーズ研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	50,000 円	480,000 円	240,000 円
文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	50,000 円	520,000 円	260,000 円
理工学、生命医科学及び脳科学研究科	50,000 円	660,000 円	330,000 円
心理学研究科	50,000 円	540,000 円	270,000 円

- (1) 研修料については、2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
- (2) 特別学生が正規課程に進学した場合、正規課程の入学金は特別学生時の入学金相当額を差し引いた額とする。
- (3) 期間延長者（同志社大学外国人留学生内規第4条第2項該当者）については、重複して入学金を徴収しない。また、研修料は入学年度の額を適用する。
- (4) 秋学期入学者の学費については、入学年度の春学期入学者の学費を適用する。
- (5) 特別学生が、年度内に20単位を超えて学科目登録をする場合は、超過する分1単位につき上記入学金及び研修料のほかに、学部授業科目を登録するときは学則別表Iの2に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻を除く大学院授業科目を登録するときは大学院学則別表Iの2に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻授業科目を登録するときは専門職大学院学則別表Iの2に定める履修料相当額を、グローバル教育プログラム科目、日本語・日本文化教育プログラム科目及び日本語・日本文化教育科目を登録するときは学則別表Iの2に定める神、文、社会、法、経済、商、政策、グローバル地域文化学部の履修料相当額を研修料として納入すること。

(6) 研修料の総額が当該年度の第1年次の授業料を超える場合は、その額にとどめる。

(7) 外国の大学の教育計画で在学する特別学生又は本学と特定の外国の大学との協定により在学する特別学生その他特別の事情のある場合は、部長会の審議を経てこの学費を適用しないときがある。

別表Ⅰの6 外国人研究生 研究指導料 (月額)

課程	研究科	研究指導料
博士課程（前期課程） 又は修士課程	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学、グローバル・スタディーズ研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	26,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	27,000 円
	理工学及び生命医科学研究科	35,000 円
	心理学研究科	29,000 円
博士課程（後期課程）	神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	26,000 円
	文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	27,000 円
	理工学及び生命医科学研究科	35,000 円
	心理学研究科	29,000 円
一貫制博士課程	脳科学研究科	35,000 円

別表Ⅰの7 大学院研究生 研究指導料

研究科	研究指導料	
	1年	半年
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学及びグローバル・スタディーズ研究科	309,000 円	154,500 円
文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	329,000 円	164,500 円
理工学及び生命医科学研究科	420,000 円	210,000 円
心理学研究科	344,000 円	172,000 円
脳科学研究科	420,000 円	210,000 円

別表Ⅰの8 大学院研修生 研修料

研究科	研修料	
	1年	半年
神学、文学、社会学、法学、経済学、商学、総合政策科学、グローバル・スタディーズ研究科及びビジネス研究科グローバル経営研究専攻	307,500 円	153,750 円
文化情報学及びスポーツ健康科学研究科	328,000 円	164,000 円
理工学及び生命医科学研究科	419,000 円	209,500 円
心理学研究科	343,000 円	171,500 円

別表Ⅰの9 入学検定料

区 分		金 額
一般入学試験 その他特別入学試験 転入学試験		35,000 円
外国人留学生入学試験 その他外国人留学生特別入学試験	書類選考および研究科独自試験を課す場合	15,000 円
	書類選考のみの場合	10,000 円
法学研究科ダブル・ディグリーコース入学試験		10,000 円
理工学研究科・生命医科学研究科 国際科学技術コース入学試験 ビジネス研究科グローバル経営研究専攻 入学試験	書類選考および研究科独自試験を課す場合	15,000 円
	書類選考のみの場合	10,000 円

別表Ⅱ 各研究科人材養成目的及び授業科目一覧表 (省略)

同志社大学学位規程

(2020年4月1日改正)

この規程は、学校教育法第104条及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）に準拠して制定したものである。

（学位の授与）

第1条 同志社大学学位は、この規程に基づきこれを授与する。
学位は、博士、修士、専門職及び学士とする。

（博士の学位）

第2条 博士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Doctor of Theology
一神教研究	Doctor of Philosophy in Monotheistic Studies
哲学	Doctor of Philosophy
英文学	Doctor of Philosophy in English Literature
英語学	Doctor of Philosophy in English Linguistics
文化史学	Doctor of Philosophy in History
国文学	Doctor of Philosophy in Japanese Literature
芸術学	Doctor of Philosophy in Art Theory
社会福祉学	Doctor of Philosophy in Social Welfare
メディア学	Doctor of Philosophy in Media Studies
教育文化学	Doctor of Philosophy in Education and Culture
社会学	Doctor of Philosophy in Sociology
産業関係学	Doctor of Philosophy in Industrial Relations
政治学	Doctor of Political Science
法学	Doctor of Laws
経済学	Doctor of Economics
商学	Doctor of Philosophy in Commerce
政策科学	Doctor of Philosophy in Policy and Management
ソーシャル・イノベーション	Doctor of Philosophy in Social Innovation
文化情報学	Doctor of Culture and Information Science
工学	Doctor of Philosophy in Engineering
理学	Doctor of Philosophy in Science
スポーツ健康科学	Doctor of Philosophy in Health and Sports Science
心理学	Doctor of Philosophy in Psychology
アメリカ研究	Doctor of Philosophy in American Studies
現代アジア研究	Doctor of Philosophy in Contemporary Asian Studies
グローバル社会研究	Doctor of Philosophy in Global Society Studies
技術・革新的経営	Doctor of Philosophy in Technology and Innovative Management
学術	Doctor of Arts

（博士の学位授与の要件）

第3条 博士の学位は、大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

2 大学院の課程を経ない者であっても、所定の博士論文の審査に合格し、かつ本条第1項に該当する者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与するものとする。

（修士の学位）

第4条 修士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Master of Arts in Theology
一神教研究	Master of Arts in Monotheistic Studies
哲学	Master of Arts in Philosophy
英文学	Master of Arts in English Literature
英語学	Master of Arts in English Linguistics
文化史学	Master of Arts in History
国文学	Master of Arts in Japanese Literature
美学	Master of Arts in Aesthetics
芸術学	Master of Arts in Art Theory
社会福祉学	Master of Social Welfare
メディア学	Master of Arts in Media Studies
教育文化学	Master of Arts in Education and Culture
社会学	Master of Arts in Sociology
産業関係学	Master of Arts in Industrial Relations
政治学	Master of Political Science
比較政治学	Master of Arts in Comparative Political Studies
法学	Master of Laws
経済学	Master of Economics
商学	Master of Commerce
政策科学	Master of Arts in Policy and Management
ソーシャル・イノベーション	Master of Arts in Social Innovation
文化情報学	Master of Culture and Information Science
工学	Master of Science in Engineering
理学	Master of Science
スポーツ健康科学	Master of Health and Sports Science
心理学	Master of Arts in Psychology
アメリカ研究	Master of Arts in American Studies
現代アジア研究	Master of Arts in Contemporary Asian Studies
グローバル社会研究	Master of Arts in Global Society Studies
経営学	Master of Business Administration
技術・革新的経営	Master of Arts in Technology and Innovative Management
学術	Master of Arts

（修士の学位授与の要件）

第5条 修士の学位は、大学院の博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者に授与するものとする。

(専門職学位)

第5条の2 本学において授与する専門職学位及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

学位名	英文学位の名称
法務博士(専門職)	Juris Doctor
ビジネス修士(専門職)	Master of Business Administration

(専門職学位授与の要件)

第5条の3 専門職学位は、大学院の専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

(学士の学位)

第6条 学士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Bachelor of Arts in Theology
英文学	Bachelor of Arts in English
哲学	Bachelor of Arts in Philosophy
美学芸術学	Bachelor of Arts in Aesthetics and Art Theory
文化史学	Bachelor of Arts in History
国文学	Bachelor of Arts in Japanese Literature
社会学	Bachelor of Arts in Sociology
社会福祉学	Bachelor of Social Welfare
メディア学	Bachelor of Media, Journalism and Communications
産業関係学	Bachelor of Industrial Relations
教育文化学	Bachelor of Arts in Education and Culture
法学	Bachelor of Laws
政治学	Bachelor of Political Science
経済学	Bachelor of Economics
商学	Bachelor of Commerce
政策学	Bachelor of Arts in Policy Studies
文化情報学	Bachelor of Culture and Information Science
工学	Bachelor of Engineering
理学	Bachelor of Science
スポーツ健康科学	Bachelor of Health and Sports Science
心理学	Bachelor of Arts in Psychology
グローバル・コミュニケーション学	Bachelor of Global Communications
グローバル地域文化学	Bachelor of Global and Regional Studies
国際教養	B.A. in Liberal Arts

(学士の学位授与の要件)

第7条 学士の学位は、大学を卒業した者に授与するものとする。

(学位論文の審査及び試験)

第8条 第3条第1項及び第2項に関する博士論文の審査及び試験、又は学力の確認並びに第5条に関する修士論文の審査及び試験は、次の手続によって行う。

- (1) 第3条第1項及び第5条に関する学位論文の審査を請求する者は、自著の論文3通に履歴書及び所定の学位論文審査願を添え、研究科教授会又は研究科委員会を通じて学長に提出する。
- (2) 第3条第2項に関する学位論文の審査を請求する者は、自著の論文3通に履歴書及び所定の学位申請書を添え、審査にあたる研究科教授会又は研究科委員会を通じて学長に提出する。学長は、これを受理するとともに、相当する研究科教授会又は研究科委員会に審査及び試験、又は学力の確認を委嘱する。
- (3) 研究科教授会又は研究科委員会は、審査委員3名を選定する。ただし、研究科教授会又は研究科委員会が審査のために必要と認めるときは、博士論文の審査委員を4名又は5名とすることができる。
- (4) 審査委員は互選によって主査委員を定めるものとする。
- (5) 審査委員は、可及的速かに論文の審査をしなければならない。審査にあたって、直接口頭による総合試験、又は面接のうえ学力の確認を行う。この試験又は学力の確認は、学位論文を中心とし、これに関連ある分野にわたる総合試験、又は学力の確認の大綱は、審査委員において協議して定める。
- (6) 主査委員は、論文審査及び総合試験、又は学力の確認の要旨、評点を記録し研究科教授会又は研究科委員会に提出し意見を開陳する。
- (7) 研究科教授会及び研究科委員会は、構成員の3分の2以上出席し、その3分の2以上の同意をもって、学位論文の審査及び総合試験、又は学力の確認の結果について可否を決定する。票決は無記名投票とする。
- (8) 学長は研究科教授会又は研究科委員会において合格が判定されたときは、研究科長会の審議に付し、学位授与の可否を決定する。

(学位論文の審査の協力)

第8条の2 前条の学位論文の審査にあたっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(博士の学位審査手数料)

第9条 第3条第2項による博士論文の審査及び学力の確認については、手数料を必要とする。その額は、別表1にこれを定める。

(記録の保存)

第10条 学長は、学位授与に関し、審査及び試験又は学力の確認の経過その他必要事項を記録した記録簿を作成し、これを保存しなければならない。

(学位記)

第11条 学位を授与された者には、所定の学位記をもってこれを証する。

- 2 学位記の様式は、別表2にこれを定める。
- 3 大学院学則第6条の7に定める博士課程教育リーディングプログラムを修了した者の学位記には、当該プログラムを修了した旨付記するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第12条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネット

の利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

- 第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を、インターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会又は研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前条及び前2項の規定によるインターネットの利用による公表は、同志社大学学術リポジトリにより行うものとする。

(報告)

- 第14条 博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、別記様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位の名称)

- 第15条 この規程により博士、修士、専門職又は学士の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

- 第16条 不正の方法により学位を授与された事実の判明したときは、すでに授与した学位を取り消すものとする。
- 2 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったときは、その学位を取り消すことができる。
- 3 第1項の学位の取消し手続きは、別に定める。
- 4 第1項により学位を取消された者の学籍は退学とし、再入学は認めないものとする。
- 5 学位規程第3条第2項により授与された学位を第1項により取消された者は、本学に対して学位論文の審査を請求することはできない。

附 則

- 1 この規程は、2005年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する学位は、2006年度第1年次入学生から適用し、2005年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2007年度第1年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2008年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2009年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条、第5条及び第6条に規定する学位は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2010年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第5条に規定する学位は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 第6条に規定する学位は、2011年度第1年次入学生から適用し、2010年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第5条に規定する学位は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 第4条及び第6条に規定する学位は、2013年度第1年次入学生から適用し、2012年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条、第5条及び第6条に規定する学位は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、2020年4月1日から施行する。

別表1 博士の学位審査手数料

博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学日から3年以内の期間内に学位論文を提出する場合	25,000 円
博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学日から3年を超える期間経過した後学位論文を提出する場合	150,000 円
学外者で、論文提出による場合	150,000 円
学内教職員で、論文提出による場合	75,000 円

備考 博士課程の後期課程又は一貫制博士課程に在学する者及び在学中に学位論文を提出して退学した者の審査手数料は不要。

別表2 学位記様式 (略)

大学院一般内規（博士課程・修士課程・専門職学位課程共用）

（2024年4月1日改正）

学 年 暦

別に定める「学年暦」は、年間の行事を示し、特別の通知・掲示がない限りこのとおり行われる。行事の詳細については、その都度指示する。

学 籍 番 号

- 1 学生には、入学と同時に学籍番号が付与され、在学する期間を通じて変わらない。
- 2 転入学生には、転入学を許可された年次に該当する入学年度を冠した学籍番号が付与される。
- 3 再入学生には、再入学を許可された年次に該当する入学年度を冠した学籍番号が付与される。

学 生 証

- 1 学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯しなければならない。
- 2 学生証は、課程修了、退学及び除籍の場合は、直ちに返納しなければならない。
- 3 学生証を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。ただし、別に定める手数料を納入することを要する。
- 4 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

履修科目の登録

- 1 履修する科目は、学年暦に定められた期間に登録しなければならない。ただし、在学留学が認められた場合は、これによらないことがある。
- 2 留学期間中に外国の大学の大学院で取得した単位のうち、「外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規」により当該研究科教授会又は研究科委員会が認定したものは、本学で修得した単位に加算する。
- 3 合格となった科目は、再度登録履修することはできない。ただし、司法研究科については、別に定める取扱いによる。

試 験

- 1 学費未納のままでは受験できない。
- 2 未登録の授業科目は、受験できない。
- 3 授業日数の3分の2以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取り消すことがある。

- 4 試験には、必ず学生証を持参しなければならない。
- 5 試験に15分以上遅刻した者は、受験を許さない。また、試験開始後30分経過するまでは退室できない。

修士論文・学位授与式

- 1 修士論文
 - (1) 論文題目は当該研究科の定める期日までに、所定の様式により2通提出すること。これにより論文指導の担当者が決定される。
 - (2) 論文の提出期日、論文用紙及び制限枚数は、当該研究科において別に定める。
 - (3) 提出部数は3部とし、それぞれに参考文献目録、梗概及び提出者の写真を添付すること。
 - (4) 参考文献目録、付図、付表等は論文の制限枚数に算入しない。
 - (5) 論文は、大学院において製本・保管する。製本に要する費用は、納入しなければならない。
- 2 学位授与式
春学期末と秋学期末の2回とし、大学の卒業式と同時に行う。

学 業 成 績

- 1 学業成績は、A+、A、B+、B、C+、C及びFで評価し、C以上の成績を合格とする。ただし、研究科の定めるところにより、特定の授業科目の学業成績は、合格又は不合格で評価することができる。
- 2 成績は、成績原簿に記録される。
- 3 不合格となった科目を再履修し、合格となった場合は、直近の不合格の評価のみ改変される。

届書・願書

届書及び願書には、次のようなものがある。

- 1 届 書
 - (1) 改姓（名）届 戸籍抄本添付のこと。
 - (2) 性別変更届 戸籍抄本添付のこと。
 - (3) 住所変更届
- 2 願 書
 - (1) 休 学 願 理由記載、適宜証明書類添付のこと。
 - (2) 退 学 願 理由記載のこと。
 - (3) 再 入 学 願 理由記載のこと。
 - (4) 通称名使用願 診断書添付のこと。

- (5) 旧姓名使用願 戸籍抄本等、旧姓名を確認できる証明書類添付のこと。
- (6) 在学留学願 留学する大学の大学院の入学許可書添付のこと。
- (7) 転研究科転専攻願 理由記載のこと。

以上の各種届書及び願書は、所定様式により提出する。必要によっては、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て処理される。なお、教室使用願、物品使用願等は、願い出責任者を明記のうえ、教育支援機構教務部に提出すること。

再入学

- 1 退学日又は除籍日から5年以内に限り、当該研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て、再入学を許可する。
- 2 再入学の時期は、学期の始めとする。
- 3 再入学を許可する研究科・専攻は、退学又は除籍時の研究科・専攻とする。ただし、退学又は除籍時の研究科・専攻が存在しない場合及び学生募集が停止されている場合は、当該学生の再入学願を審議する研究科教授会又は研究科委員会は、学長が指定する。
- 4 再入学を許可する年次、修業年限及び在学年限は、再入学前に在籍していた期間により定める。
- 5 再入学生の教育課程は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同様とする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、退学日から3年以内の者で、博士の学位論文の審査を請求するために再入学を許可された者については、再入学後の学籍は退学時のものとする。

転研究科・転専攻

- 1 転研究科及び転専攻は、やむを得ない事情の生じた場合に

限り、関係研究科教授会又は研究科委員会の審議を経て許可することがある。ただし、課程を変更することは、認めない。

- 2 いったん転研究科・転専攻を許可した学生の再転研究科・転専攻は認めない。
- 3 転研究科・転専攻願書の受付期限は秋学期講義最終日とし、許可決定の時期は、当該年度の終わりとする。

免許資格課程登録料

免許資格課程を登録する者は、次の各号の免許資格課程登録料を納入しなければならない。

- (1) 教職課程 30,000円
- (2) 博物館学芸員課程 10,000円
- (3) 図書館司書課程 10,000円

- 2 免許資格課程登録料の詳細は、別に定める。

教育実習費

教育実習を登録する者は、登録と同時に実習費を納めなければならない。

諸会費

本学が代理徴収を行う学会及び卒業生団体の諸会費は、所定の期日までに納入しなければならない。

教員免許状

中学校教諭、高等学校教諭等の教育職員免許状を得ようとする者は、所定の教職課程科目の単位を修得しなければならない。

附則

この内規は2024年4月1日から施行する。

大学院研究生に関する内規

(2023年4月1日改正)

第1条 大学院学則第24条の3の研究生に関する取扱いは、この内規の定めるところによる。

第2条 研究生として研究を希望する者は、所定の研究生願書に指導教授の推薦書及び写真を添えて、学期の開始前に当該研究科長に願い出るものとする。

第3条 研究生の研究期間は、学期始めから1年又は半年とする。継続して研究を希望する者は、研究期間が終了するまでに、理由を付して当該研究科長に願い出なければならない。

第4条 研究生として研究を許可された者は、所定の期日までに別に定める研究指導料を納入しなければならない。

2 研究生には、研究生証を交付する。

第5条 研究生が、授業科目を履修又は聴講しようとするときは、科目等履修生又は聴講生とならなければならない。

第6条 研究生が学内施設及び設備を使用するときは、研究生証を提示しなければならない。

第7条 この内規の実施に関する事務は、教育支援機構教務部今出川校地教務課の所管とする。

第8条 この内規の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2023年4月1日から施行する。

大学院研修生に関する内規

(2023年4月1日改正)

第1条 大学院学則第24条の4及び専門職大学院学則第38条の研修生に関する取扱いは、この内規の定めるところによる。

第2条 研修生として研修を希望する者は、所定の研修生願書に指導教員の推薦書及び写真を添えて、学期の開始前に当該研究科長に願い出るものとする。

第3条 研修生の研修期間は、学期始めから1年又は半年とする。継続して研修を希望する者は、研修期間が終了するまでに、理由を付して当該研究科長に願い出なければならない。

第4条 研修生として研修を許可された者は、所定の期日までに別に定める研修料を納入しなければならない。

2 研修生には、研修生証を交付する。

第5条 研修生が、授業科目を履修又は聴講しようとするときは、科目等履修生又は聴講生とならなければならない。

第6条 研修生が学内施設及び設備を使用するときは、研修生証を提示しなければならない。

第7条 この内規の実施に関する事務は、教育支援機構教務部今出川校地教務課の所管とする。

第8条 この内規の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2023年4月1日から施行する。

外国留学に関する諸規程

外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規

(設置)

第1条 本学の学部又は大学院の学生が、本学の教育課程の一環として学則第27条の2、大学院学則第20条の2、専門職大学院学則第29条又は法科大学院学則第15条により留学する場合は、この内規の定めるところによる。

(教育機関の定義)

第2条 この内規にいう外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育機関をいう。

2 外国の大学の調査認定は、学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会が行う。

(留学の定義)

第3条 この内規にいう留学とは、本学の許可を受けて外国の大学に在学し、科目を履修し、又は研究指導を受けることをいう。

(条件)

第4条 この内規の適用を受けて留学する学生は、次の要件を満たさなければならない。

ただし、大学院学生には適用しない。

(1) 本学に1年以上在学していること。

(2) 30単位以上修得していること。

2 前項第2号は、当該学部教授会の認める特別の事情がある場合には、適用しない。

(学籍)

第5条 この内規の適用を受けて留学する学生の本学学籍上の取扱いは、在学留学とし、休学としない。ただし、学生が休学を認められ、外国の大学で学修する場合は、この内規は適用しない。

(期間)

第6条 在学中に留学できる期間は、1年以内とする。在学留学期間の算定は、留学先大学の別にかかわらず、当該教育課程における在学留学期間の通算にて行う。

2 当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の認める特別の事情がある場合は、1年間を限度として、在学留学期間の延長を許可する。

(履修)

第7条 留学する大学での履修については、留学前に留学する大学の授業科目を検討した上、当該学部又は研究科の指導を受けなければならない。

(学生納付金)

第8条 この内規の適用を受けて留学する学生は、留学中所定の学生納付金を納入しなければならない。

(手続)

第9条 外国の大学に留学する学生で、この内規の適用を希望する場合は、在学留学願を当該学部長又は研究科長を通じて学長に提出するものとする。

2 出発・帰国に際しては、留学出発・帰国届を当該学部長又は研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

3 在学留学期間の延長を願ひ出る場合は、在学留学延長願を当該学部長又は研究科長を通じて、学長に提出するものとする。

(単位認定)

第10条 単位認定を受けようとする者は、帰国後速やかに、次に掲げる必要書類(留学した大学の発行するもの)を添付した取得単位認定願を、当該学部長又は研究科長に提出するものとする。

(1) 成績証明書(時間数、単位数、科目名を明記したもの)

(2) 指導教員又はこれに準ずる教員の所見を記したもの

(3) 受講した科目の内容を説明した教授細目

(4) 大学履修要項

2 当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会は、関係機関と協議の上審議し、留学した大学での取得単位を学則の定めるところにより認定することができる。

(帰国後の登録及び履修)

第11条 留学した学生の帰国直後の春学期又は秋学期における登録及び履修については、当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会が出国時までの履修状況等を勘案し、特別の措置を講ずることがある。なお、設置科目によっては関係機関との協議を必要とする。

(事務)

第12条 この内規に関する事務は、国際連携推進機構国際センター国際課が取り扱う。

(改廃)

第13条 この内規の改廃は、教務〔国際〕主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2015年4月1日から施行する。

同志社大学外国協定大学派遣留学生に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、同志社大学外国協定大学派遣留学生制度を設け、本学の外国協定大学に学生を派遣し、もって本学建学の精神である国際主義を体得した学生を養成することを目的とする。

(定義)

第2条 この制度による外国協定大学派遣留学生とは、本学と外国の大学との大学間協定に基づき、学長の推薦により、外国の大学に留学する学生をいう。

(取扱い)

第3条 外国協定大学派遣留学生として留学をする場合は、この内規によるほか、「外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規」の定めるところによる。

(出願条件)

第4条 外国協定大学派遣留学生として出願できる学生は、学力、人物共に優秀で本制度の趣旨をよく理解し、留学年度の4月1日現在、学部2年次生以上の者又は大学院に在学中の者とする。

(義務)

第5条 外国協定大学派遣留学生として留学を希望する学生は、募集要項に定める出願書類を指定された期日までに提出しなければならない。

(推薦方法)

第6条 外国協定大学派遣留学生は、学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の推薦に基づき、教務〔国際〕主任会議の審議を経て、学長が候補者を決定し、留学先大学に推薦する。

(候補者の決定)

第7条 外国協定大学派遣留学生の最終決定は、留学先大学による当該留学生の受入れ決定に基づき、学長がこれを行う。

(留学期間)

第8条 留学期間は、留学先大学の正規の1年以内とする。ただし、当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の認める特別の事情がある場合は、教務〔国際〕主任会議の審議を経て、学長が外国協定大学への在学留学期間の延長を認めることがある。

(事務)

第9条 この内規に関する事務は、国際連携推進機構国際センター国際課が取り扱う。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、教務〔国際〕主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2015年4月1日から施行する。

関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書

(2004年4月1日改正)

関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学は、各大学大学院の規則に定めるところにより、大学院の学生を相互に派遣し、他大学大学院の授業科目を履修し単位を取得することを認めるにあたり、次の事項について合意に達したので、ここに協定を締結する。

[受入れ]

第1条 各大学大学院の修士課程、博士課程（前期および後期の課程に区分した博士課程、もしくはこの区分を設けない博士課程のいずれも含む）、または専門職学位課程に在籍する正規の学生が、研究上の必要により他大学大学院の授業科目の履修および単位の取得を希望するときは、当該授業科目を開設する大学の学長は当該学生を受け入れることができる。

[単位互換履修生]

第2条 各大学大学院は、前条により受け入れた学生を「関西四大学単位互換履修生」(以下、「履修生」という。)として取り扱う。

[履修期間]

第3条 履修生の履修期間は、履修生の希望を勘案のうえ、受入大学大学院が決定する。

[授業科目の範囲および単位数]

第4条 履修生が履修できる授業科目の範囲および取得できる単位数は、別に定める。

[受入学生数]

第5条 各授業科目に履修生として受け入れる学生数は、受入大学大学院が決定する。

[派遣および受入手続]

第6条 履修生の派遣および受入手続は、別に定める。

[単位の授与等]

第7条 履修生の履修方法、単位の授与等については、受入大学大学院の正規の学生と同様に扱う。

[履修料等]

第8条 履修生の選考料および履修料等は、別に定める。

[覚書]

第9条 本協定の実施に必要な事項について定めるために、覚書を締結する。

附 則

- 1 この協定は、1998（平成10）年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結に伴い1998（平成10）年3月31日をもって「関西四大学大学院学生の交流に関する申合せ」は廃止する。
- 3 この協定は、2004（平成16）年4月1日から改正施行する。

障がいのある学生への受講に対する配慮

身体、精神・発達等に障がいのある学生が、他の学生と等しい条件のもとで科目を受講できるよう、「合理的配慮」について検討します。

合理的配慮を希望される場合は、スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室（SDA室）までご相談ください。

単位制について

単位制とは、各研究科ごとに定められた授業科目を登録・履修し、試験に合格することによりそれぞれの授業科目の所定の単位を得、修業年限中に修了に必要な単位数を修得していく制度です。

下記に記載している大学院学則のとおり、1単位は、教室等での授業時間と準備学習や復習の時間を合わせて標準45時間の学修を要する教育内容をもって構成されています。授業だけでなく、準備学習や復習の時間の重要性をよく理解しておくようにしてください。

修了必要単位数は研究科によって異なるので、所属研究科の欄を参照してください。大学院授業科目の単位数の計算は、次の基準によります（大学院学則第6条）

第6条 各研究科の教育課程は、各研究科が学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号により定める方針に基づき編成し、授業科目、履修方法等は、別表Ⅱにおいてこれを定める。授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学大学院が定める。

路線の不通または暴風警報・特別警報発表に伴う 授業・期末試験の実施について

路線が不通の場合や暴風警報、特別警報が発表された場合には、授業および期末試験の実施について以下の措置をとります。

I. 路線が不通の場合

- ・「1. 対象となる路線」の定める条件に合致した場合、発生時の次の講時から授業休講・期末試験中止とします。
- ・開通後は、「2. 開通時刻と授業・期末試験開始講時」により開始講時を決定します。
- ・該当交通機関の事故等による一時的な運転見合わせの場合には、平常どおり授業・期末試験を実施しますのでご注意ください。

1. 対象となる路線

次のイ、ロ、ハのいずれかひとつの条件に合致する場合、発生時の次の講時から授業休講・期末試験中止とします。

[今出川校地]

- イ. 京都市営バスおよび地下鉄が同時に全面不通の場合
- ロ. 次表の a～d の 2 以上が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合

路線		
a	阪急電車	京都河原町～大阪梅田間
b	京阪電車	出町柳～淀屋橋間
c	近鉄電車	京都～大阪難波間（大和西大寺経由）
d	JR	神戸～米原間

[京田辺校地]

- イ. 京都市営バスおよび地下鉄が同時に全面不通の場合
- ロ. 近鉄電車（京都～大和西大寺間）が全面不通の場合
- ハ. 次表の a～e の 2 以上が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合

路線		
a	阪急電車	京都河原町～大阪梅田間
b	京阪電車	出町柳～淀屋橋間
c	近鉄電車	京都～大阪難波間（大和西大寺経由）
d	JR	神戸～米原間
e	JR	木津～京橋間

2. 開通時刻と授業・期末試験開始講時

開通後は、次表の通り、開始講時を決定します。

授業・期末試験開始講時（※期末試験の時間帯は、授業時間と異なりますのでご注意ください。）

開通時刻	開始講時
6時30分までに開通	1講時から実施（平常どおり）
10時40分までに開通	3講時から実施
15時55分までに開通	6講時から実施
15時56分時点で不通が継続中	全講時休講

※司法研究科の期末試験開始講時は次表の通りとします。

期末試験開始講時

開通時刻	開始講時
6時30分までに開通	1講時（9時30分）から実施（平常どおり）
10時00分までに開通	2講時（13時00分）から実施
12時30分までに開通	3講時（15時30分）から実施
12時31分以後に開通	全講時実施しない

II. 暴風警報あるいは特別警報発表の場合

- ・「1. 警報発表対象地域」に示す表の府県予報区、一次細分区域、市町村等をまとめた地域、または二次細分区域のいずれかひとつを対象に暴風警報あるいはなんらかの特別警報が発表された場合、発表時の次の講時から、その日の授業・期末試験の実施を中止します。
- ・ただし、発表された時点で、すでに実施中もしくは開始直前の授業・期末試験については、警報の緊急性等を考慮の上で、大学がその中止を判断します。
- ・特別警報が発表された場合、該当地域は非常に危険な状況にあります。特別警報発表地域にいる学生は、各自ただちに命を守る行動をとってください。特別警報の種類は問いません。ただし、特別警報発表時に大学構内にいる学生は、大学の指示に従って行動してください。また自宅や通学中の学生で特別警報が発表された地域にいる場合は、自身の判断により、命を守るために最善と思われる行動をとってください。
- ・警報解除後、危険が回避されたことが確認された場合には、「2. 警報解除時刻と授業・期末試験開始講時」により開始講時を決定します。ただし、状況判断の上、別途指示することがあります。

1. 警報発表対象地域

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
京都府	南部	南丹・京丹波	南丹市、京丹波町
		京都・亀岡	京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町
		山城中部	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
		山城南部	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
大阪府	大阪府	北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
		東部大阪	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市
		大阪市	大阪市
		南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
		泉州	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

2. 警報解除時刻と授業・期末試験開始講時

警報解除後は、次表の通り、開始講時を決定します。

授業・期末試験開始講時（※期末試験の時間帯は、授業時間と異なりますのでご注意ください。）

警報解除時刻	開始講時
6時30分までに解除	1 講時から実施（平常どおり）
10時40分までに解除	3 講時から実施
15時55分までに解除	6 講時から実施
15時56分時点で警報が発表中	全講時休講

※司法研究科の期末試験開始講時は次表の通りとします。

期末試験開始講時

警報解除時刻	開始講時
6時30分までに解除	1 講時（9時30分）から実施（平常どおり）
10時00分までに解除	2 講時（13時00分）から実施
12時30分までに解除	3 講時（15時30分）から実施
12時31分時点で警報が発表中	全講時実施しない。

- Ⅲ. I、Ⅱにかかわらず、授業・期末試験を行うことが困難もしくは危険であると学長が判断した場合、休講・中止とすることがあります。
- Ⅳ. I. に定めた路線において計画運休の確定情報が発表された場合、不通となる路線に応じて、授業の休講、期末試験の中止などの措置をとることがあります。
- Ⅴ. 路線の不通や暴風警報・特別警報の発表、荒天・自然災害などにより、平常どおり授業・期末試験を行うことができない時には、大学HP、同志社大学ポータル、DUET、e-class等を利用して、大学や授業担当者から、必要に応じた連絡を行います。
大学HP、同志社大学ポータル、DUET、e-class等をこまめに確認してください。

以上

表紙 訪知館

脳科学研究科、博士課程リーディングプログラム（GRM）及び全学共用の実験・研究スペース等からなる複合的研究施設。館名は、旧約聖書の箴言 2 章 10 節「知恵があなたの心を訪れ、知識が魂の喜びとなり」から。

**Graduate School of
Brain Science**

**DOSHISHA UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN**

<https://brainscience.doshisha.ac.jp/>